

平成19年度 第3回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年9月7日（金）18:00～21:00

場 所：北海道庁赤れんが庁舎 2階2号会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、福士委員、宮田委員、山本委員
（事務局）川城地域主権局長、井筒地域主権局次長、
二瓶環境生活部生活局暮らし安全課参事、
後藤田環境生活部環境局環境保全課参事、
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事

○川城地域主権局長：

それでは定刻になりましたので、只今から第3回道州制特区提案検討委員会を開催させていただきますと存じます。

はじめに事務局から1点、委員の皆様にご紹介、ご報告をさせていただきたいと存じます。私ども今、道民参加という点で道民の皆様に情報提供させていただいているところがございますけれども、これまで道州制について熱心にご研究をされまして、私どもにもたくさんのご提言をいただいております団体の1つにですね、社団法人日本青年会議所北海道地区協議会という団体がございます。今回この青年会議所様のほうで、この検討委員会の毎回の会議の模様をですね、メールマガジンで会員様に配信をされて、会員からのご意見を募集をされているということで、私どもにご連絡をいただきました。この点についてご報告を申し上げたいと思います。

前回の第2回検討委員会の議論につきましても、会員の皆さん、100人を超える会員の皆さんから多くのご意見があったということでございます。その概略を申し上げますと、地域医療でございますので、医師確保対策として地方病院勤務の義務化でありますとか、過疎地勤務希望者の優先入学というようなご意見もございました。また、看護師の確保対策ということで、奨学金制度の拡充、そして夜勤の労働条件の改善ということのご意見もあったそうでございます。また、地域勤務の医師を優遇するような診療報酬体系でありますとか、医師そして看護師の配置基準緩和による人件費抑制ということにつきましてもご意見が集約されたというふうに伺っております。これは、一例としてご紹介申し上げましたけれども、事務局といたしましては、今後とも道民の皆様に様々な形で参画をしていただきたいというふうに考えております。冒頭、ご紹介、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

会長、今後よろしく願いいたします。

○井上会長：

足もとの悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、お手元に配布されております、第3回道州制特区提案検討委員会次第の「2議事」に沿って、本日は「(1)緊急提案案件審議について」ということで、審議を行ってまいりたいと思います。

簡単にこれまでの経緯というのをまとめますと、前回、あるいは第1回目の時では、先ほど述べましたように、緊急提案ということで、9月中に知事に向かって答申をする

というようなことを合意し、その時のテーマとしては、1つは地域医療対策、2水道、3食品表示という、これら3つをテーマとすることが確認されました。

それを受けて前回、2回目になりますけれども、その場では地域医療対策を中心に議論し、参考人として名寄市立大学学長の久保田先生をお招きし、そこで地域医療の現状ということについて、私どもが課題として取り組む、地域医療対策ということに関する大まかな、そして解決の方向ということを示唆されるような話を賜ったということでありまして、それを受けて私ども審議をいたしました。特に医育大学の定員増ということに対して、かなり突っ込んだですね、意見が提案されたということでありました。

本日は、そのところをもう一度確認するということは後ほどやりたいと思っておりますけれども、冒頭に申し上げましたように緊急提案、これは次回の委員会の予定が9月の25日になっていたと思っておりますけれども、それまで今日が最後のといえますかね、今日やって25日ということになりますので、この3つを集中的に改めて議論をしたいということになります。

それで、本日の議事の進め方でありまして、ここにア、イ、ウという形で水道法に関わるもの、JAS法に関わるもの、そして地域医療対策に関わるものということで、前回審議いたしました、そして途中で終わりましたけれども、その点につきましてはウというところで、最後のところでやらせていただきたいと思っております。

お手元に委員用メモというのが、机の上に置いてあるのだと思っておりますけれども、この今申し上げました、ア、イ、ウのところのタイムスケジュールでありますけれども、事情によりですね、順番を変えさせていただきたいということで、これからおよそ50分間を目途にですね、JAS法に基づく指示権限等についてということで、まず最初にイをやらせていただいて、その次にア水道法に基づく指導監督権限等について、そして休憩を若干はさみまして、積み残しているというふうに申し上げましたけれども、地域医療対策ということでやらせていただきたいというふうに思います。

特段、順番の変更にご意図があるわけではございませんで、実際に今日事務局のほうから説明していただく方が、少し健康状態を悪くされたというような方がおられまして、ちょっと急遽そのあたりの変更を申し出られたので、変更するというにさせていただきます。

ではこれからですね、事務局から今申し上げました順番の変更をした後の、JAS法に基づく指示権限等について説明していただくということで、よろしく願いいたします。

○二瓶くらし安全課参事：

それでは私のほうから、JAS法の行政権限についての説明をさせていただきます。資料は2の4枚ものということになっているようです。

3枚目、4枚目をJAS法関係法令の抜粋とさせていただきます。3枚目の法律の目的ということで、この法律は、横線を引いておりますが、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資しと、ここがミソでございまして、法律の構成としてはですね、実際問題としては、昔からあります日本農林規格、いわゆるJASマークの部分と、それから近年、特に今日もまた私ミートホープのほうでちょっと忙しい思いをしたんですけども、あれに基づきます、品質表示等の適正化の部分になっているわけでございます。

日本農林規格の制定とかそれによる格付けというようなものは、国の仕事ということでちょっと置きまして、品質表示等の適正化ということで、品質表示にはどのようなものを表示しなきゃいけないかということがありまして、例えば加工食品ですと、平成13

年の4月1日から、6つのですね、表示をしなければいけないということになっているんです。その6つと言いますのは、加工食品の場合ですと、まず名称、それから原材料名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、最後に製造業者等の氏名又は名称及び住所、ここがいわゆる表示責任者といわれる方々で、製造者のこともありますし、輸入業者だったりすることもあります。この6つは加工食品については最低必要なものでございまして、その他に、例えば輸入品にあつては原産国名をつけるとか、最近ですと原材料名には原料原産地表示というのを昨年の10月から完全にしなければいけないということになりまして、この原料原産地表示というのがまた1つ、非常に複雑でございましてですね、例えば魚、インド洋で獲った魚でも、日本の船が清水で水揚げをすれば静岡、清水ということになりますし、外国漁船でありますと、その辺で獲った魚でも太平洋産というような感じになるという、非常に細かな法律です。

それで、今日の話はそちらにあるわけではなくて、品質表示の監視指導というのを私どもさせていただいているわけですが、それはどのような根拠になるかというのがこの1ページ目のですね、製造業者等が守るべき表示の基準ということで、まず製造業者等はこういうことで基準を守って表示を下さいよという定めがあります。

(地域主権局長～法律の1ページ目(資料2の3ページ目)です。)

第19条の13と書かれているところですね。それで、その左に表示に関する指示等というのがありまして、農林水産大臣はこの19条13の、守るべき表示の基準を守らなかった者に対して指示等ができるということとされているわけです。

それでこれを受けまして次のページ、都道府県が処理する事務というのがございます。第23条で、この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところによりまして、都道府県知事が行うこととすることができるとされております。

その左にそれを受けた、法律の施行令がありまして、都道府県が処理する事務ということで、第11条、施行令の第11条ですが、これはわかりやすいように改行をしているんですけれども、第1号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で、その主たる事務所うんぬんかんぬん、それから第2号及び第4号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でまたうんぬんかんぬん、で第3号、これではあまりにちょっとわかりづらいということで、これを整理させていただいたのが、2ページ前に戻っていただいた「現行の分担」というところの表でございまして、それでどういったようなことが行えるのかということですが、まず法律の19条の14の3項に直接基をもっているのが、aと表示されております措置命令、それから施行令のほうで表示をされております、施行令11条の1項1号、2号、3号、4号ということで、bの指示、cの報告徴収、dの立入検査、eの申出、申出の受理、調査ということですが、これ申出というのは一般人、道民、国民からの通報のことです。

それで、これがどのように国と都道府県で分担されているかということ、ここの上のほうの列の中に、道域業者というのと広域業者という表現がしてありますが、道域業者というのは主たる事務所、事業所、工場、店舗が道内にのみある業者です。それから広域業者というのは、事務所等が2都道府県以上にまたがるものです。それについてのそれぞれの立入権限と言いますと、道域業者については報告徴収、立入検査、申出の受理、調査は道知事に権限があります。ただし国がやることを妨げないというのが、4ページですね、「※二～四については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない」という規定から引かれております。

ところが指示という、先般石屋製菓のをご覧になりましたかと思うんですけども、8月23日のこの指示というのは、道域業者については国が調べてきても道知事にしか権限がありません。これは下におりていないというか、上にあがっていないというか、ふたがされているわけですね。それでここにおいて、移送というようなことが起きるわけで、ミートホープ社の発端となった時にですね、国から移送があったなかったというのを、ご記憶なさっている方もいらっしゃるかと思います。

それで広域事業者につきましては、主たる事務所が道内にある場合と道外にある場合で変わってきます。主たる事務所が道内にある場合ですと、道内にある事業所、工場、店舗等については、道知事は入ることができます。本来、2都道府県以上ということは国の本来権限なんですけども、道知事が入ることもできます。ただし、道外にある事業所、工場、店舗等につきましては、立入検査は道外の知事にまかせるしかありません。これとその隣にある、主たる事務所が道外にあって道内にある事業所、工場、店舗について、道知事が道内限り入る。それからその他のところは、もともとの他県の知事が入るとというのが、バーターの関係になっています。それから主たる事務所が道外にあって、道外にある事業所、工場、店舗等については、当然道知事の権限は及ばず他県知事のことになりますが、この場合において、指示については2都道府県以上にまたがる場合については全て国の権限となります。それから措置命令というのは、指示に従わなかった場合について、特にこれに従わなければ更に罰金等が付きましますよという、間接強制のような定めなんですけども、これについては道域事業者であっても、広域事業者であっても国にしか権限がございませぬ。これが現行の分担でございませぬ。職務の分担ということではそういうことでございませぬ。

それとあと実際の仕事の取り組みということで、一番下のほうに「北海道内における立入検査事務等の状況」というのがございませぬが、道域事業者については主にと申しますか、北海道は道域事業者について年間約、表示実態調査ですとか、国からの移送があったような案件につきまして、200件から300件についてですね、調査等を行っております。実際の立入調査に及ぶのは年に40件から60件ぐらいの間というふうになります。そのうち指導なり指示といった行政措置が講ぜられるのは、40件から50件程度。実際に指示まで及んだというのは16年1件、17年2件、昨年がゼロで、今年既に2件を数えております。それで、広域業者は国のほうなんですけども、国は道域業者についても指示に関する以外については、国が自ら行うことを妨げない規定がございませぬので、表示実態調査ですとか、特定の調査等の目的で約年間2,000件の調査に入っております。それで、この中で疑義、要するに品質表示に問題があるなど指示、指導に相当するのではないかというような案件、業者が発見された場合については、道域業者は、道は広域業者ではないかということで国に送るのは年に1、2件ですが、国のほうから北海道のほうには年間40件から60件ぐらいが、これは非常に疑義が大きいよということで送られてまいります。現状としてはこういうことで、あと申し上げることとしてはですね、JAS法というのはこういうような法律でございませぬして、食品衛生法を執行している保健所のようにですね、例えば衛生施設等について事前に許認可をしてやるというものではなくて、事後に検査等、あるいは表示実態調査等を行ってチェックをする、事後チェックの行政であるということ。それから、事業者が装置や設備、施設等を有する圏域にその事業者の事業が限定されるものではないこと。それから、道知事の権限は道外に及ぶものではないものですから、例えば処分の効果も北海道内に限られること、ということがあげられます。また、一番下のところにありましたように、広域事業者について、あるいは道域事業者の一部についても国が実際の立入調査等を行っておりますから、現に国が施行している事務について人的、予算的に今の段階で肩代わ

りできるものではないですし、法の施行水準を維持するためには、都道府県に対し権限移譲があってもですね、当面は引き続き国が事務に携わる必要があるというふうに、私どもとしては認識をしております。口切りとしてはこのぐらいということ。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今、事務局のほうから説明をいただきましたけれども、このJAS法に関連する部分について、各委員の皆さん方からご意見あるいはご質問があればですね、お出しいただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○佐藤委員：

2枚目の図で、「権限移譲の想定」という図があるんですけども、この部分をもう少し詳しく説明していただけるとわかりやすいんですけども。

○二瓶くらし安全課参事：

はい。これは今回の議論にあたって、私どもとしては先ほど申し上げたようにですね、現状の検査水準を維持して、今の我々の体制が変わらないままで、現状の検査水準を維持しようと思えますと、国にも引き続きやってもらわなければならないことがあるということが1つ。それから上のほうのですね、実は道域業者について、道知事のふたのかかかっているところがございますね、国が報告徴収をしたり、立入検査をしたり、申出の受理、調査をしたりするんですけども、指示に至るということになりますと、指示、指導になるということになると、これは北海道知事の権限になるわけなんです。それで、ここにおいて何が起こるかと言いますと、先ほど下のほうで申し上げた移送というのが起こります。それで、国が調べたものをそのまま鵜呑みにして、行政指導とか行政処分とかをするわけにはまいりませんので、私どももまたまいります。そうすると向こうにとっては非常な、甚だしい迷惑になるわけですね。例えば品質表示において彼らにそれなりの非があるにしても、国の行政機関と道の機関がやってきて同じことを2度聞いて帰ると。その間仕事とかについて迷惑な部分があるというようなことがあります。こういったようなところの事務の重複を避けるには、この下の図で言いますと、②のところの国というのを、この指示権について、国が調査を始めたら、指示についても国がやっていただけないかということなんです。それで、これでいきますと、他法では例のあることなんですけれども、自らが調査に着手して、報告徴収とか整理をして、疑義が固まったら、最後の段階まで着手した人間が責任を持ってやってくれというのが、この権限移譲の想定の中で道域業者の中の②の国というところであります。

それから、実は北海道知事は指示はできるんですけども、先般、実名を出して申し訳ないですが、石屋製菓さんに対して指示をしたんですが、これに逆らってですね、いや俺は従わないよといった時に、措置命令権は都道府県知事にはおりておりません。これをいただきたいというのが、この道域業者に係る分の趣旨です。

それから、右側の①と③なんですが、主たる事務所が道内にあって、道内にある事業所、工場、店舗等のそうした品質表示の違反についても、北海道知事が調べて、北海道知事が処分をする権限を移譲してくれないかという想定が、この①と③の部分です。

以上です。

○宮田委員：

ちょっと質問してよろしいでしょうか。

まずですね、今のご説明、僕もわかるんですね、最初に通報を受けた人がそれから調べて責任を持って答えを出すべきじゃないかというのは、それは正にそうかなと思うんですが、今の現行でも指示を出すのは知事になってますよね。だから、措置命令を出すのも知事にしてしまうというかね、国が受けたものであってもね、そう考えると先ほどのあれでいくと、立入検査と報告徴収をやっているのが国の機関、この国の機関が来るといのは霞ヶ関からわざわざ北海道に来て検査するということですか。

○二瓶くらし安全課参事：

いや、これは北海道農政事務所と農政事務所の地域課が行っているわけです。

国というのはですね、国の機関全体のことを表してまして、個々の機関で言いますと、北海道の場合は北海道農政事務所及びその出先機関ということになります。

○宮田委員：

だから、僕あの2つあって、道と国で通報を広く受けるということについては賛成ですが、受けた段階から立入検査から全部道でやればどうですか。

○二瓶くらし安全課参事：

それはどのラインのことですか。

○宮田委員：

ですからこの「権限移譲の想定」の図でですね、道も受けるし国も通報は受けると。一番下のところですね、申出の受理、調査、まず一発目のそれは国の出先機関でも、道でも受けるんだけど、立入検査とか、報告徴収するとかね、あれは全部一貫して道のほうでやると。全部そうしたら知事のところに、もちろん今の状態のとおり指示までやるわけですね。措置までだから道でやっちゃうと。

○二瓶くらし安全課参事：

それは、この右側にあるものをすべて道に移管するということですか。

○宮田委員：

右側というのはどこですか。

今言ってるのは、道域業者ですよ。すみません。

道域業者の中の、今、道域業者の中で国のラインと道のやつを分けてね。ご説明はすごくわかりました。それで、受けて調査したものは、そのまま国で責任持ってくれというのはその通りでね。どこかのところからね、知事のところに回されても困るよと。であればね、僕はこの段階では、この図でいけば窓口はいいと思うんです。通報を広く受けると。しかし、立入検査を2つも必要ないんでね、おっしゃる通り。ここからもう道で受けて行ってね、調査して、ヒヤリングして、だって現状だって指示は道知事が出すことになってるんですね。

(二瓶参事～そうですね。はい。)

ですから、そこから上は、道でやるんだと。措置するのだと。ただ、先ほどの説明の中で国のほうにも今後の対策や何かをしなければならぬという意味での、何かがあるという、措置、広く措置しなければならぬことがあるのかどうかわかりませんが、

それは道から最終的には報告して、北海道としてはこういう事例に対してこういうふうにしたということで、受け付けはあってもいいけど、そこから先の2ステップから上は道でやるという考え方もあるんじゃないでしょうかね。

○二瓶くらし安全課参事：

そのお考えは確かにあると思います。2～4号については施行令のほうで農林水産大臣が自ら行うことを妨げないということであって、移送が困るというお話を先ほど申し上げましたけども、申出、通報の受理をしたら、後はすべて移送を受けて最初から最後まで北海道がやるという考えは確かにあると思います。ただし、「ただし」というのが常につきます。ちょっとご参考までに申し上げますが、現状で今、JASをやっているのは、参事である私を入れて担当者1人です。

そこが「ただし」なんです。

○山本委員：

私もお話を伺って、全く宮田さんと同意見で、極論すると申出、通報も道でもいいのではないかとはいえませんが、道外の方がそれに気づいて通報するというのもあるので、そこは論理的には2つでカバーしてもいいんですけど、今おっしゃった事情に関しては、そこは大事な事なので拡充をするということで、やっていただければいいのかなと。

○二瓶くらし安全課参事：

参考までに申し上げますが、現在国で、先ほど申し上げた北海道農政事務所とそれからその地域課ということで、表示・規格課というのがございまして、その中でこういった2,000件の業者等について、これ広域業者と表現してますが、国は妨げませんので、実際のは相当の道域業者の調査等をしております。それに何人が携わっているかと言いますと、私ども先ほど1人と申し上げましたが、53人でございます。

○宮田委員：

それ北海道で。

○二瓶くらし安全課参事：

北海道だけです。

○川城地域主権局長：

国の機関の人が53人ということですね。

○二瓶くらし安全課参事：

はい。そうです。

○山本委員：

まあそれはそれとして。

○二瓶くらし安全課参事：

それはそれとしてでございます。

○井上会長：

その他の委員の方、いかがですか。
福士委員。

○福士委員：

おっしゃる通りかなというふうに。ただその受け付けのところですね、これたまたま例えば国にいったというようなものを調整されずにですね、いつてるんでしょうか。

○二瓶くらし安全課参事：

現状では食品表示110番というのをお聞きになったことがあるかと思いますが、ミートホープ事件の教訓もありまして、今ちょっと変わったんですが、基本的に国は食品表示110番というのを全国に持っております。それから都道府県は各1台食品表示110番の直通電話を持っております。それから保健所等に寄せられる苦情等の中で、私どもなり、国のJAS担当が探知をする場合もあります。そういうものにつきましては、特にミートホープの案件以来ですね、7月以降、道庁段階では月に1回、それから地方段階でも四半期に1度、情報交換会議をもっておりますし、また個別の案件につきましては先ほどの移送というような話がありましたけれども、こういうような情報が来てるよという、情報提供のみとして承るというのもありますし、実際にそれぞれのところでこれは広域業者だね、これは道域業者だねという調整をして、それぞれどちらが入るといような調整をするものもございます。これについては、年にだいたい、ここに書いてあります200件から300件のやりとりが行われているということになります。

○福士委員：

ですから結局、受けた方がやるということですね。

○二瓶くらし安全課参事：

ええ。道域業者については北海道、指導、処分に行くようなものは北海道が受けてやります。ただし、口頭指導で済むようなものは、報告をいただいた時点で、これは昨年ルール化したんですけども、たかだか口頭指導のような表示のちょっとした欠落だとか、あるいは箱とポップ表示を取り替えるのを忘れていたとかいうようなことで、口頭指導のために2度まで行く必要があるのかというような論議がありまして、例えば農政事務所さんがそういった軽微な欠落とかというようなものを発見した場合については、私どもに、これは道域業者だからということもありますけれども、そこらへんはどこにも明文化されたものではありません、お互いの了承のもとで、農政事務所が口頭で指導したことをもって、北海道が口頭指導したものとみなすという「了解」がなされておりまして、実際に最終的に移送扱いで立入調査等に入るのは、この下にある40件から60件。あとの240件程度というのは、農政事務所の指導をもって、道が口頭指導をしたものとみなすというような扱いにしております。

○川城地域主権局長：

会長、先ほど宮田委員と山本委員からお話のありました、申出だけ国にしてあとを全部北海道にしてという話がありまして、人数の話ですね、職員の話も出ました。これは我々の領域ですので、私のほうから補足でご説明させていただきますけれども、この特区法のやり方として、国から権限と財源と、人もですね、もらいながらやるというのは

基本形でございます。参事のほうはそちらのラインじゃないので、人数がなかなか揃いませんということですので、我々はシステムとして、国からそういったものをセットでいただいてきてやるという可能性は開かれているということは、我々のほうからご説明をしたいと思います。そうやるかどうかはまた別ですけども、システムとしてはそういうことだということでございます。

○井上会長：

今の発言は非常に大事なことだと思うんですけども、かなり突っ込んだ形での議論が展開してきているというふうに思うんですが、その他ご意見あればですね、お出しいただきたいと思うんです。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

ちょっと出しゃばってるようですけど、順序よくやっていったほうがいいと思いますね。まず道域業者について、今、事務方の提案されたようなものでよいのかどうか、あるいは宮田委員、山本委員のおっしゃるので行くのかどうか、というあたりをちょっと詰めてですね、その後、広域業者の場合はどうするのかというふうに進めていったほうがいいと思うんですけども。

それで、道域業者の話になってますので、道域業者については私もですね、宮田委員、山本委員のおっしゃるように、いわゆるこれ二重行政になってるわけですよ。簡単に言えばですね。それでこの二重行政というのは、恐らく道民にとってもわかりにくいものですから、いろんな110番の制度とか、国が整備されておられるものもあると思うんです。例えば国の例で言いますと、行政相談とかですね、そういうものがありまして、行政相談なんていうのは、行政相談員のところに来るものは必ずしも国の仕事だけではなくて、都道府県の仕事、市町村の仕事についての苦情が来るわけです。それは受けた段階で行政相談員なり、あるいは北海道行政評価局がですね、振り分けていくわけですので、そういった形で考えればですね、今の宮田委員あるいは山本委員のおっしゃるような方向、ないしは形式上の通報の受理、調査というものも全部道知事にしてしまうとかですね、そのほうが何か提案としてはすっきりして良いのではないかというふうに思います。以上です。

○井上会長：

今、佐藤委員のほうからありましたけれども、ちょっと私のほうでも議論を整理させていただきたいと思いますが、まず左側にある道域業者と広域業者という2つのジャンルがあるわけですが、最初にですね、道域業者というところにフォーカスを当てて、問題の解決をしていきたいと思うんですが、今、各委員の先生方から出た意見等々を踏まえましてですね、これはここに、このページですね、の2の「権限移譲の想定」というところに書かれてある、ちょうど真ん中ですね、のところ。それで、直接おっしゃったわけではないけれども、例えば②の国というふうになっているところ、これは道州制特区法により国に権限を付与するものというものは、これは道州制という議論をどこまでするのかということはあるけれども、根っこにある部分は地方分権、地方分権の推進ということであると、それが道州制ということであるとすればですよ、これはむしろこういう形で②国というのがあること自体が若干この議論になじまないのではないかと。

あと、宮田委員あるいは山本委員等々がおっしゃられたことを踏まえて言えば、更が一番下の申出のところも含めて言えば、佐藤委員のご指摘があった部分も含めて言えば、

私がまとめようとしている部分というのは、道域業者は全体として、全部がですね、道知事という形でまとめることができないのかなということが、皆さん方の意見の集約になろうかと思うんですね。それで、参事の立場に理解とするというのは、これは私の仕事ではないので、

(二瓶参事～それは了解しておりますので。)

先ほどね、おっしゃったように、ここの部分でなぜ国を残さなければいけないのかというところの理由は、現在国が施行している事務について、人的部分あるいは予算的に肩代わりができないんだと。それで、法の施行水準を維持していくためには、都道府県に対して権限移譲があったとしても、これ今議論をしてるんですが、引き続き国が事務に携わる必要があることということが、私の理解では唯一ですね、国を残しておかなければいけない理由であったというふうに理解をする。

それに対して地域主権局長は、道州制特区推進法のもとではですね、人あるいは財源というものは手当てをする、これはどこまで手当てしてくれるのかわかりませんよ。しかし、基本的に手当てをするというふうになっているわけですから、事務局の参事のほうから説明があった部分は、これは私がギャランティするものではありませんけれども、法律のもとではできるということになる、ということでこの委員会としてはですね、今の道域業者という部分の扱いについては、全部のところは道知事という形で、この議論は収斂しているのではないかというふうに思う。

それで、参事のほうからコメントがあるかも知れませんが、委員の先生方いかがですか。今、こういう形でまとめましたけれども。よろしゅうございますか。

(各委員反対意見等なし)

ということで、決まった後で振るのは、誠に申し訳ないんですけども。

○二瓶くらし安全課参事：

委員の先生方がそういう方向性でお話をおまとめになるというのは、委員の先生方のご見識の問題とっております。あと1つですね、私のほうからは、こういう二重行政というお話がちょっと出ましたけど、実はこういうものは結構多くて、例えば景品表示法は公正取引委員会と北海道ですとか、特定商取引法ですと、経産局と北海道と警察とかですね。着手をしたところがお互いに情報をやりとりしながら、最後まで責任を持ってやるというのは結構多いということだけを申し添えて、あとは局長のほうから人的資源等の問題については太鼓判が押されたと理解をしておりますので、その辺については申し上げることはございません。

○井上会長：

それではですね、佐藤先生、時々佐藤先生の言い方を誤解することがあるので申し訳ないけれども、右側にある広域業者、ここのところにですね、主たる事務所が道内にある、というところで、道内にある事業所、工場、店舗等ということで、措置命令、指示というのは道知事という形になってますが、ここの部分については委員の先生方いかがでしょうか。

○佐藤委員：

すみません。質問なんですが、主たる事務所が道内にあるというのは、実態としてどのようなものを指すのでしょうか。

○二瓶くらし安全課参事：

基本的に登記簿で主たる事務所とされているものが北海道内にあるということです。

○佐藤委員：

いわゆる、簡単に言えば、本社が北海道にある。

○二瓶くらし安全課参事：

そういうことですね。

○佐藤委員：

はい。ありがとうございました。

で、ここで問題にしているのは、主たる事務所が道内にあって、更に道内に事業所、工場、店舗等があるというのが、広域業者の一番左側の三番目のカラムということですね。ここも道域業者に合わすのが、何か筋と言いますか、筋としてはいいような気がいたしますけれども。いかがでしょうね。

ここもいわば国は申出だとか、立入検査だとか、報告徴収を両方、道知事と一緒にやっているという、道域行政のケースと同じケースだと思うんですね。

○山本委員：

主たる事務所が道内というのは、本社所在地が、登記簿上本社が例えば札幌にある。その場合ここに事業所、工場、店舗等とありますけれども、これらのものが概ね道外にあったとしてもという理解でしょうか。

○二瓶くらし安全課参事：

いえ、これは道内にある事業所、工場、店舗等について北海道がという意味です。

○山本委員：

そういう読み方をすればいいんですね。

その結果として、だから本社は札幌に依然として、法人税を納めてくれる意味であるんだけれども、実は札幌は1店舗、2店舗で、全国各地に、特に首都圏で稼いでいるようなところの立入検査をどうするこうするという、そういう議論ですね今ね。ではない。

(佐藤委員～ちがうちがう。)

今、詰めてるところで言うと、主たる事業所が道内にあるの、道内にあるの、要は今の話の右手のところの小さいブロックの話は佐藤先生はなさっているんですね。

(井上会長～③と①のところ。)

①、③のところですね、を要は先ほどと同じに全部道知事でもいいんじゃないのという話ですね。

(佐藤委員～線引きが。)

国は入れなくて。

(佐藤委員～そうそうそう。)

いらないということですね。

○二瓶くらし安全課参事：

それは今回の私どもの想定、道域業者の全てを国にとというのは私の想定外でしたが、正直申し上げて。ただ、こちらの左の①、③の縦のライン、通報の受理から立入検査まで、報告徴収までしているんだから、それに対する指示権限、措置命令権は北海道にくださいよというのがこれの趣旨です。縦に一气通貫というやつです。

それで、道外にある事業所、工場、店舗等のところで他県知事と入っております。他県知事が立入検査したもので、北海道内で処分するわけにはまいりませんので、これはもう国にやっていただくしかない。逆の意味で主たる事務所が道外にあって、道知事が道内の事業所、工場、店舗等を道内限りにおいて立入検査したとしても、他の報告聴取や申出の受理等を他に頼ってる限りにおいては、これもやはり行政指導とか指示、法律に定める指示、指導はできないということで、この部分は私どものほうの想定からは外れております。

○佐藤委員：

それはいいです。

○宮田委員：

今の主たる事務所が道内にあるところの、道内のところの2つかかっているところが右と同じになるということだけですね。

○佐藤委員：

そうです。私が言いたかったのはそうです。主たる事務所が道内にあって、更に事業所、工場、店舗等が道内にあるというところで、線を引けないかということですね。これはそこで線を引いて、片一方で国も入るようになってますけども、そうじゃなくてここを全部道知事というふうにできないのかという、そういうことです。はい。

○宮田委員：

もちろん国の機関に、道知事になるけれども、国の機関に通報があったらそれはここから横線というか、その中では情報の移送が行われると。その段階で移送が行われるということでいいんですよね。

○佐藤委員：

もしそういうことがあればそうです。変えられればそうです。

○山本委員：

ということは、ここの広域業者の定義は、事務所等が2都道府県以上にあるということで、道内じゃない場合も道知事が出て行って、道知事の名のもとに立入検査などをしていくという…。

○佐藤委員：

違います。それは別の本社が道内にあったとしても、事業所、工場、店舗等が道外にあるという場合についての解説です。それは 違います。

○山本委員：

違うんですね。だったら、道知事でいいですね。

○宮田委員：

あとはこれで動かさないということでしょ。現行どおり。

○佐藤委員：

無理でしょう。難しい。難しいと思います。

○五十嵐副会長：

実務的に難しい部分がありますよね。佐藤先生にちょっと質問ですけれども、先ほどおっしゃった、国が例え受けたとしても、形式上は道でもいいのではないかとおっしゃったのは、国の機関があってそこに受けたとしても、それはすぐ連絡をもらって道が受けたということにすればいいだろうというお話ですよ。

(佐藤委員～そうです。そうです。)

はい。ありがとうございました。

○井上会長：

事務局にお伺いするんだけど、今ここで提案があるような形というのは、実際には広域業者であるということで、そして場合によっては、同じ県でも他県の知事というのが絡んで、これは広域だから当然そうなるわけですが、実際の運営に当たっては、特段、今のような意見というのは問題が出てこないのでしょうか。

○二瓶くらし安全課参事：

他県知事の調査結果に基づいて処分することはできませんし、また逆に道外に行って調査することもできません。そういう意味では道域業者の時に国のやつを全部北海道知事にとという意味と、それから主たる事務所が道内にあって、道内にある事業所、工場、店舗等についてはその国の部分まで張り出してというのは、これは両者首尾一貫している話だと、委員会の意見としては首尾一貫している話だと思っております。ただし、そこから右の3本ですね、これはちょっと難しいだろうなというふうに思います。そうしますと本当にあとは、主たる事務所が道内にあって、道内にある事業所、工場、店舗等の国の権限と、それから道域事業所の国の権限とをすべて北海道に移譲していただきたいというお話になるんだと思っております。

○井上会長：

ありがとうございました。

今、最後のところで、まとめの形であれですけれども・・・。

佐藤さん。

○佐藤委員：

自分で言うておいて何ですけれども、いろんなケースが考えられて、ある製品がですね、同じ名前でも道内の工場、道外の工場、両方で作られていて、両方で問題があったというようなケースの場合にね、それを道知事だけで処理できるかどうかという…。そこが若干引っかかるんですけれども。ただ、これまでのいろんな事例というのを私は承知していないものですから、あくまでも想定でしかないんですが、ただそこで先ほどちょっと言葉を濁らせて、何か問題ないでしょうかと言ったのは、パッと考えたところですね、そういう具体例として、両方交差していて他府県知事とも調整をしないといけないという問題が発生するかも知れないかなというふうに思ったものですから。

○二瓶くらし安全課参事：

それは先ほどの課題のところの最後のところで、ちょっと申し上げたというのがありますけれども、道知事の権限は道外に及ぶものではなくて、処分とか調査の効果もですね、道内に限られるものであるということでございます。

○佐藤委員：

そうしますとですね、道内のある工場と、道外のある工場で、同じような事例で何らかの問題が生じた。それに対して、指示だとか措置命令という処分をするのは、先ほど私が言った、自分で言うて反論するのも何ですけれども、道知事ということになりますよね。つまり他府県知事が調査したり、あるいは通報を受けて立入検査をしたりするのに基づいて、しかし本社があるということで道知事が何らかの処分を下さなければいけないというケースが出てくるかも知れない。

○二瓶くらし安全課参事：

逆に他府県知事の調査結果を基に、私どもが処分を下せる権限はどこにもございませんので、むしろ出てこないんです。国から移送を受けて、国が調査した結果であっても、我々は調べ直さなければいけないというところに事務が重複していると申し上げているので、まして他府県知事ではですね、他府県知事が調べたことを根拠に道内の業者を処分するなんてことはできませんし、他府県まで調べに行くということも現在の法体系ではできません。

○佐藤委員：

そうですね。ですから、国の指示だとか措置命令というレベルになると、農林水産大臣と言いますかね、国の権限を留保しておかないとまずいのかも知れないなというところが若干引っかかるという、自分で言うておいて何ですけれど。その辺の検討が必要かなということでもあります。

○井上会長：

他にご意見どうですか。

今、佐藤さんが言われたように、ですからそういったことが特段、運用上で問題が出てこないかというのを、まとめの形で私が参事のほうにコメントを求めたというような形になります。ここの部分の扱いどうしますか。

要するに、ここに若干左側の道域業者と似たような形になってますが、広域業者というふうになっていて、そしてそこのところは、措置命令、指示は全部現行では国だし、

それ以下のところのですね、報告徴収以下のところに、全てにこれは国が絡んでということというのが結局、実態はちょっとどういうケースがあるかはあれだけれども、やっぱりこういうような形で国がからんでいるんだろうと思うんですね。

ですから、今の段階で言えば、結局国だけになってるところで、下のほうの申出の道知事から上のほうにあがってくる部分で、今申し上げているのは道内にある事業所、工場、店舗等ですが、現行では、報告徴収のところまで道知事で、それ以外は、上はみんな国になってるので、道で調べ、道でというようなところは、全部上のほう、言葉はあれですが一気通貫で、道知事というのをに入れておくということ。ここまで最低限できればということで、だからもう一步踏み込んで国が調査しうんぬんというようなところ、あるいは広域にまたがっている微妙な部分も含めてですね、これはもう国を排除して全部道知事にするという時に、システムとして無理が生じてこないかということなんです。

○二瓶くらし安全課参事：

あまり想定はしにくいですがけれども、主たる事務所が道内にあって、道内にある事業所、工場、店舗等、①、③というのをくださいと言ってるんですけれども、実はこういう状況ですと、北海道は広域業者を調べないですね。最初から指示権限ないですから。実際の人的問題もありまして。私どもは道域業者を中心に、調査、検査等をしております。それで、これに仮に国の関与がないとした場合にですね、主たる事務所が道内にあって、道外にある事業所、工場、店舗等に対する道知事の措置命令や指示が及ぶのかという話は出てまいりますね。

○佐藤委員：

すみません。その点はよくわかるんです。ただ、見ていきますとですね、道外にある事業所、工場、店舗等についても、報告徴収だとかですね、そういったものは道知事が受けられるようになってますね。その点はいいです。道外にある事業所、工場、店舗等について議論するつもりはありませんので、そこはいいんです。それで、先ほどの私が自分で言ったことから考えて見ますに、主たる事務所が道内にあって、道内にある事業所、工場、店舗等についてもですね、何て言うのかな、半分に分けてますけど、今のその国という下のほうからこう来てるやつの3分の1ぐらいは、特に指示、措置命令ですね、その下のほうの報告徴収だとか立入検査だとか申出うんぬんと言うところは、これはもう全部道知事でいいと思うんですけれども、指示だとか措置命令だとかそういうところは法制度的にどういうふうにするかを全く無視して言えば、図だけで言えばですね、3分の1ぐらい国に残しておいてもまだいいかなと、そういうような、いいのかなと思ったりするんですが。福士先生、いかがでしょうか。

○福士委員：

ちょっとわからなかったんですが、最後の…。

現在ですね、どうして最終的に国が措置命令をしてるかということ、基本的な考え方としては、いろいろ調べることは地域でやって欲しいと。ただ、最終的な表示については私たちがやりますよという、そういう考え方で作られているんだと思うんですけれども。ただやはりその作り方は、あまりうまくいってないというのかですね、やはり地域から考えて見ると、いわゆる二重行政が生じてしまっているということで、1つの考え方としてはそれですっきりするんだろうと思います。今のですね、要するに本社が北海道にあるものについては、道で責任持ってやっていくということですね。

それで、法律的に問題があるかということですね、措置命令を道知事がかけることにつ

いてですね、それは問題ないんだろうというふうに思うわけですね。ただその、どうなんでしょうね、要するにそれと国のその53人ですか、権限ってやっぱり人ももらい受けないとやっていけないということなので、そこの組織とですね、そういう組織になると。要するに北海道に全部、地方支分部局のですね、表示については全部北海道の公務員になるという制度の設計の仕方で、全部やっていくということになるんだろうというふうに思います。

○川城地域主権局長：

会長すみません。今、私どもで、JAS法の担当のほうでですね、こういった案を可能性として、委員会にお示しをしたんですけれども、根っこのほうでこういう案がどうかということで、今、先生方からいろいろご提案ありました。今ここでちょっと、簡単に結論もですね、先生方のご意向の部分はわかりましたので、ちょっと引き取らせていただきまして、次回までにですね、人区の問題、人の問題、財源の問題もございまして、ちょっと再検討させていただきたいと思います。

また、これまでのですね、理解では、権限と財源をセットで移譲を受けるということなんですが、今までの移譲の例では、職員さんについては我々の中で自まかないでできるということは、道議会などで答弁させていただいてますので、その点がちょっと今、53人ポコンともらうかどうかというのは、また別な話だということをし添えさせていただきます。その点についてまた整理して、ご報告したいと思います。

○井上会長：

他に何かありますか。
宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

福士先生が最後に言った話でいいと思うんですが、僕はさっきの話はここで全部道でやるとすれば、その隣も全部同じようにやっていただいて、道内本社の企業が道内で起こした事故については、道内で全部解決させるということをやるとことだと思ってるんですよ。ということですね。

(福士委員～そういうことです。)

そういうことであります。

○井上会長：

ただ、今の議論でいくと、これは原案では道内の事業所、工場、店舗等の左半分、つまり下から道知事ということが上がってる部分が、措置命令そして指示というところが道知事になってますが、国から上がってくるという部分がこの表ではあって、その部分を全部国をはずして道知事に変えるということですか。福士先生が言われているのは。

○福士委員：

それがさっきの…。もういいですね。

○宮田委員：

道域業者の時だってそういうことですよ。

○井上会長：

さっきの一番最初にやってた、確認してるものは、道域業者の話ですね。それで、今言ってる部分というのは、これはですから福士先生の話は道域業者の話なのではないかなと思ったので確認してるんですが、そこは既に結論が一応出て、今、議論してる部分は広域業者の主たる事務所が道内にあるという部分で、それでこのところで、実線があつて間に破線があつて、道知事、道知事って下から上がってきて、今、国がやってる部分を下から上がってきてる部分は道知事、道知事ということにしましょうということ。

ただ、そのところで止まるのか、ここは若干、佐藤先生の話もあいまいな部分があつたかと思うんだけど、その破線の右側に今度は国というのが下からあるんです。それでその上も国、国と上がってくるんですね。ただ、この国を全部やめちゃうのか、あるいはそうじゃなくて、この表のこの部分ですよ、広域業者の道内にある事業所の部分はここに指し示しているままでいくのかということなんです。

○福士委員：

どちらもということです。そうでないと、もし道域業者のほうだけですね、そういう制度を作って、主たる事務所が道内にある、そちらのほうを半分国に残すという制度はちょっと考えにくいと思うんですね。合わせないとやはり提案としては整合性が取れないとは思いますが。

○井上会長：

そういうことですか。

○宮田委員：

そういうことだと思います。

○井上会長：

そうですか。

では、JAS法に基づく指示権限等についてということ、これは今、私どもが議論しているところの中心は、頭のほうは省きますが、行政権限の分担というものがあつて、そのマトリックスになっている表の2のところ、道域業者は、これは間の破線、点線ですね、これを全部廃止し、全部が道知事ということにする。更にその右側にあります、広域業者、主たる事業所が道内にある、道内にある事業所、工場、店舗等というところ、この原案では、半分だけが道知事というふうにならなうけれども、道内にある事業所、工場、店舗等は全て道知事という形にするということ、国の権限あるいは運営の体制というものは全部排除するという。そういうことでよろしいですね。いいですね。

そして先ほど確認して留保がついた、留保がついてるというのは、これは事務局、説明いただいた参事のほうからあつたのは、これは要するに現在のようなですね、食品表示に関する行政権限というものを、きちんと運用していくというためには、やはり現在、農政事務所という形である人、そして財源というものも、併せて移譲してもらわないと、きちんとした責任を持った仕事はしていけないということで、この部分は国とどれぐらいの形で具体的にということになるけれども、しかし、この特区法といいながら、道州制、広い意味では地方分権ということですから、地方でできることは地方でやるというような考え方に則ってはですね、ちょっと事務局と違った形になりましたけれども、

委員会としてはそういうふうに取りまとめをさせていただくということで、よろしゅうございますか。

はい。どうぞ。

○川城地域主権局長：

今、委員会のほうから、左の2つについては、ある種すっきり感をいうんでしょうか、全て道が一元的にやったらいいのではないかというご指摘がありました。先ほど申し上げましたように、これに当たっては人的資源とか財源とか、そしていろいろクロスするところで若干どういう問題があるのかですね、一度検討させていただきまして、その点も含めまして、次回報告をさせていただきたいと存じます。

○井上会長：

ありがとうございました。

恐らく皆さん方は理解されておると思いますが、ある意味では大胆な一歩を踏み出してしまったということだと思えます。そうですね。たぶん。

要するに国の組織を、権限と一緒にいただきますよという話ですから、これが行き着くところは、とんでもない話になるかも知れないけれども、それなりの覚悟を持って、皆さん方臨んでいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○井上会長：

ではですね、議題の順番を修正させていただいておりますが、若干時間はおしております。誠に申し訳ございません。

引き続きですね、水道法に基づく指導監督権限等についてということに移らせていただきますが、よろしいでしょうか。これから改めてですね、議題について、事務局のほうからご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤田環境保全課参事：

環境保全課で水道グループを所管しております後藤田と申します。よろしく願いします。

私の方からは水道法に基づく権限の移譲と言うことで提案をしたと思えます。

まず、水道というものが地域住民にとって最重要のライフラインであるという観点から、現在、国と道で棲み分けされている水道事業者等に対する指導監督権限や許認可権限というものを北海道に一元化するべく、水道法に基づく権限の移譲というものを提案しようとするものであります。それで、お配りしました資料1ですけども、冒頭1枚目の資料のタイトルがですね、水道法に基づく権限移譲の背景とありますども、正確にはやはり、水道法に基づく権限の移譲の背景についてというのが正確であろうと思えます。それで、このポンチ絵の入った資料1枚目、2枚目の説明に入ります前に、まず、水道法のアウトラインについてご説明をしたいと思います。

3枚目以降をご覧頂きたいと思えます。3枚目に「資料第1号」というふう振ってありますけども、水道法の全体の構成がずらずらと並べられております。この中で権限移譲の検討の対象にしたいというものは、第2章の水道事業、その中の主だったものとして、第1節の事業の認可等あたりが検討対象。それから、向かって右側の第3章水道用水供給事業、これのやはり、事業の認可なり変更という部分にかかるものが議論の対象。それからその下の第5章の監督、いわゆる指導監督を定めたものでございます。こ

れが全体。それから第6章の雑則では、第46条の都道府県が処理する事務。この辺当たりのキーワードを見据えた上で、次のページをお開きいただきたいと思います。

今、水道事業と水道用水供給事業、まあ、水道と言え、ああ水道かと言うことでご理解頂けるとおもいますけども、やはり、業界には業界用語言うものがございまして、水道用水供給事業というものがございます。この2つの事業がまさに国と都道府県でもって権限を棲み分けしている事業なんですけれども、このポンチ絵で見ますとおり、水道事業というのは家庭をはじめとする需要家に水を小売りする事業であるということ。それから、水道用水供給事業というのは水道事業者が水道水を卸売りする事業であるという概念の区分けがあるということをお一つご理解をいただきたいと思います。

それで、もう1枚めくって頂いて、資料の第3号ですけども、これが国と道で権限を棲み分けしているところの根っこでございます。法律と施行令の抜粋をここで示しております。読めば読むほど理解しづらいので、施行令の第14条の中身を第何条、第何条というメモと事務内容を突合させて整理したものが次のページの資料第4号。どういう条項がどういう事務内容に突合しているかというのを示したものでございます。そんなアウトラインを示させていただいたところで、1ページ目の水道法に基づく権限の移譲の背景についてご説明をしたいと思います。

まず、1番目にライフラインの水道と言うことで、人というのは人間生活を送るためには、水というのは必須のものである。そう言う意味では水道というのは最重要のライフラインであると考えております。したがってその水を供給するところの水道事業者におかれては、安心安全な水道水を安定的に供給することが求められています。そのためには日頃からしっかりと管理、万が一何かトラブルが発生した際には、迅速な対応が求められるということになります。一方そういった水道事業者を指導監督する責務というのが行政側にあるわけですけども、北海道におきましては、国と北海道が、道内にある水道事業者と水道用水供給事業者を指導監督しておりますけれども、あとでまた2ページ目で説明しますけれども、規模要件に応じまして、国と北海道で棲み分けをしております。その指導監督体制を簡単な表にしておりますけれども、事業者数で見れば、国は道内に23箇所、北海道の場合には81カ所。指導の体制としては、残念ながら国は道内に出先機関がない、北海道は26カ所の保健所と言うものがあって、ここを足がかりに対応している。立入検査についても国は概ね5年に1回、北海道におきましては、概ね年1回のペースでやっている。でまた、許認可等の変更等の作業があれば、水道事業者においては国に直接出向いて、いろいろ連絡調整をしなければいけない。その点、北海道は保健所を指導機関の事務所として本庁とも連携を取りながら、比較的楽に連絡調整が取れる。こういった風に水道事業者に対する指導監督体制が、国の体制がいい悪いと言うことではなくて、北海道で行えばもっときめ細やかな対応が取れるのではないかと。そう言った観点から水道法に基づく権限というものを北海道に移譲するということを検討するに至ったわけです。

そんな折りですけども、皆さんご存じの通り、今年の6月下旬から7月にかけてまして、北見で水道の断水ですとか取水停止という事態が発生いたしました。

住民生活にできるだけ支障をカバーするという意味では、道は、周辺市町村ですとか国、自衛隊、消防など関係機関と一体となって支援活動を行ったところでございます。ただ、一方、北見市の上水道事業につきましては、そのポンチ絵にもございますとおり、北見市が給水人口が5万人を超えていることから、この水道事業の認可というものが、国の認可事項になっております。そんなことで、道は水道法を盾に取れば指導監督権限がない状態であろうと。しかしながら、あれだけ大きな断水、取水停止というものが発生すれば、道として権限がないから何もできないということにはなりませんので、い

わば行政指導という手法を使いまして、道職員、保健所の職員が現地に立ち入って情報収集それから助言とアドバイスと言ったものをしてきたと言うことがございます。いかんせん、国の大臣認可事業でありますことから、認可資料がない、それはすなわち、施設の規模ですとか、内部の水道施設の構造等がわからないと。それも忙しいさなかに「それはなんだ」「これはなんだ」といった情報というのもなかなか入手しづらい環境にございます。したがってなかなか迅速な対応が取れない、法をバックにした指導監督もできないという悲哀をちょっと感じたとういうのが今回我々が感じたところでございます。そんなことで水道というものは地域住民のライフラインであるが故に身近な自治体である北海道が指導監督すべきではないのかと。こんな・・でもってその方がうまく進捗した暁には、道は水道法に基づいて北見市に指導監督ができる、わかりやすく言えば迅速できめ細やかな対応が取れる、そしてまた適切な指導監督が取れるのではないかと、言う絵姿を描こうとしているわけでございます。

次、2ページ目をご覧いただきたいと思えます。具体的に法律の条項を踏まえた中身の進め方ですけれども、まず現状ですけれども、水道事業につきましては水道法の施行令に基づきまして、厚生労働大臣は給水人口が5万人を超えるもの、それから、1日最大給水量が25,000m³を超える水道用水供給事業についての認可権限をもっております。実際の事業者数としては、水道事業については道内には19、厚生大臣認可のもので、それから水道用水供給事業が道内に4つの事業者がございまして、それ以外の相対的に規模が小さいものの水道事業について、それから用水供給事業については、25,000m³以下のものについては、道知事が権限を持っていると。ちなみにその事業者の数ですけれども、水道事業については道内に80、供給事業については道内に1、これが道知事が認可した事業者数です。そんなことで、課題につきましては、先ほどの説明と重複する部分がございますけれども、水道というのは地域住民のライフラインではあるけれども大臣認可事業については知事は水道施設等の情報を持っていない、また、情報も入手しづらいという側面があるということ。それから、災害等においても、道の出先機関があっても、なかなか適切な指導助言がしにくいと、言うことがございます。逆に国は、道に水道のかかるところの出先機関を持っておらないことから迅速な行動が取りづらいのではないかと。でも、ここで国の不備さをあげつらってもしょうがないんですけれども、せつかく道内には道庁の出先機関であるところの保健所というネットワークがある以上、それをうまく使いこなすことによって水道事業の円滑な運営に資するということもあるのではないかと。まあ、理由としては、知事に事業認可や立入検査等の権限がないと言うところにつきるかと思えます。

そんなことで検討方向ですけれども、国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業及び一日最大給水量が25,000m³を超える水道用水供給事業の認可、指導監督事務については地域住民のライフラインで有ることや事務の効率化の観点から現行の人口要件や給水量要件を言うものを見直して北海道に移譲すべきと考えた上で、今回、道州制特区の提案事項にさせて頂いたという次第でございまして、目指す姿といたしましては、国と道で分け合っている姿をすべて道の方でその権限を行使するという姿でございまして、具体的な権限としては、特に編み印のかかっている部分が重要ですが、事業の認可、事業変更の認可、それから改善指示、報告の聴取及び立入検査、この辺が主たる目的ではございますけれども、この水道法施行令の棲み分け条項というものを、北海道の場合には北海道が権限を行使するという法体系に変えることがいいのではないかと、いうふうに考えております。説明不足の部分があるかもしれませんが、私からの説明はこれで終わります。

○井上会長：

ありがとうございます。ただいま事務局の方から水道法に基づく権限の移譲ということで詳細な説明をいただきました。順序としては、水道法等々の概略、さらに資料1に基づきまして、水道法に基づく権限移譲の背景について、北見の事例が裏側にあると、そして、かなりわかりやすい形で提案になっておりますけれども権限の移譲についてということで説明がありました。これらの提案について

各委員の先生からご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本委員：

すいません、ちょっと前回の勉強会に出ていませんので、重複したら申し訳ないのですけれども、ちょっと教えて頂きたいのが、この法律はもともと昭和32年に作られたものようですが、給水人口が5万人を超えるものと有りますけど、これは、なぜこんな風になっているのですか？ 当時の事情でしょうか？

これは、何か意味があるのでしょうか？

○後藤田環境保全課参事：

これは私たちが調べたのですが、わかりません。歴史をひもとくと昭和32年に水道法が制定されたときには、道と国との棲み分けは当時は人口2万人と用水供給事業が5～6,000人だったと。それが昭和52年の法改正で、5万人と25,000m³になりました。根拠まではわかりませんでした。

○佐藤委員：

ご提案の内容で結構だと思うのですが、質問なのですが、最初の資料1に「水道事業に関する～」ということで、各該当する事業者数、国が23カ所、北海道が81カ所、この数字だけを見ると北海道が多くて国が少なそうに見えるんですけども、実際の道内の供給人口の比といいますかね、それはわかりますでしょうか？

○後藤田環境保全課参事：

今、手元にある資料ではわかりません。当然、札幌、函館、小樽でも300万超ですから、人口のカバー率で見れば当然国の方が多いと言うことは確かでございます。

○佐藤委員：

今の質問の趣旨はですね、私がざっと考えたところ、絶対に供給人口が厚生労働省が担当している方が多いというふうにおもったものですから。つまり、道民生活に対する影響度が、もし、ご提案のような形になると、非常に大きく出ることになるわけですから、そういう意味では、道民の皆様には説明する資料としては、事業者数だけではなく、供給人口比のようなものがあつた方がわかりやすいのかなということでございます。

○宮田委員：

この資料1のところですね、道内に出先機関が水道に関してはないと。5年に1回の立入検査はそうすると東京から来てやっているのですか？

○後藤田環境保全課参事：

そういうことになります。厚生労働省本省から各水道事業者の方に出向いてやってやります。ただ、立入検査と言ったときに、その質的な比較も有ろうかと思っておりますけれども、

国の場合には当然、書類の検査それから、水道事業体の運営体制のチェックという意味合いでなされるとは思います。その点、北海道の場合は、そういう意味ではつつこみが甘いという面が有るかもしれません。要するに日常の活動として、情報を取りに行くという意味合いで、必ずしもこの頻度でもって比較することも必要ですけれども、中身についてですね、一長一短で比較するのはまずいかなと思っています。

○宮田委員：

今の佐藤委員の質問とも似ているんですけども、そのカバーする人口比ですとかね、それから、リスク、大きいわけですよ。まあ、どちらかというところの水道のチェックはしてきたけれども、大規模のそう言ったところの体制についてチェックだとか、いうのはいきなり大丈夫なのかといった、逆に道民が不安に思わないかなって言うことも感じられるんですけども、その辺は、対応としては、国が行っている調査、検査、そう言ったものに関する情報収集、というのももちろんやられているですよ。それに対しては、適応できるというか・・・。

○後藤田環境保全課参事：

我々としては、給水人口が多い、少ないに関わらず、水道事業体に対するチェックというのは、国がやろうが道庁がやろうが、基本的な差違はないであろうと思っています。

○宮田委員：

ありがとうございます。それで、この間の北見のようなことって言うのは、道が、仮にやっていたとしたらどうでしたか？

○後藤田環境保全課参事：

北見の断水事故についてですが、まだ、地元の北見市、あるいは北見市議会でもいろいろともめている様相が伝わってきておりますので、なかなかうかつなことは言えませんけれども、ただ、技術的に見れば、やはり、取水口の所での原水、今の場合は河川水ですけれども、そのチェック体制が、やはり、当時のままで良かったのであろうかといわれれば、それはやはり「ノー」と言わざるを得ない。

で、私自身は現場に行ったわけではありませんけれども、私たちのグループの人間が行きましたけれども、現場で示した数値が絶対値を示さないようなモニタリングシステムでは、あわてふためいたときに何を判断基準としていいかわからなくなることが多々有るであろうと、ましては、別に委託事業者が能力がないなどと言うことはさらさらございませんけれども、やはり、水道というのはいざとなればプロパーの人間がいたことに越したことはないであろうということからすると、モニタリングについてはわかりやすい体制で臨むべきであったと。あのときのやはり、自然の災害と言いながら、濁度の高い、濁りのひどい水を言うものを導水管の中に入れた。導水管の中に入れば、浄水場側の方にも入る可能性もあり、それが結果として入ってしまった。浄水場が汚れてしまったという、決定的な、ミスと言ったら怒られますけれども、現地ではやむを得ないというふうには言ってますけれども、それは北見工大の先生が言ってますように、やむを得ないというものではないだろうと、そういう考えは私どもも同感だというように考えております。

○井上会長：

よろしゅうございますか。

○山本委員：

先ほどの5万人の所を佐藤先生、宮田委員が補足してくださったんですけども、一番気になるのは、権限が移譲されても、こちらが機能面でそれを同じ水準かそれ以上にちゃんと運用できるとか、それとやっぱり、人の能力としても良いのだと言うことでないと、権限が来ても、財源も来たけど、やってみたら結構苦しいものがあったという困るので、本来の我々の願いはそうしたことによって道民がいろんな意味で良かったと思える状態ですよね。スピードがあっても結果が良くないとこれはダメなので、インフラに関しては私個人は権能は地方自治体の長に属すべきものだと思うんですけども、そのときの条件は、機能も、人もそこにいらっしゃる適性人数かつ適性能力というのが担保されないと。だからといってこのままスルッと行っていいのかという、ちょっといかがかと思うんですよね。

○後藤田環境保全課参事：

若干、詭弁に属するような説明をあえてさせていただきます。

国は全国に大臣認可の事業を509事業体がございます。今、厚生労働省の水道課と言うところには、課長を入れてスタッフが20名ほど、単純に割り返せば20分の509という感じ。そして、それも5年に1回という程度のスケジューリングでやっていると言うことでございます。それに対して私どもは、グループ員が私を入れれば8ないし9名、それであれば、なんとと言いましょ、割返せば、一人当たりの受け持ち事業体数というのは、さほど変わりはないんでないかと。実際に、人区計算をしてみてそれが足りないと言うことであれば、当然主権局サイドとしては、必要な人と金は国に要求すると言うことになるということですけども、それは我々どうなるかわかりませんが、いまのところ現有の体制でなんとか飲み込みながらやっていけるのではないかと。まあ、やって行かざるをえない時代背景にある入っているという覚悟だけは持っております。

○井上会長：

よろしいでしょうか、ご意見は。

ご意見をたまわったうえで、前回同様、一応、まとめの形でございますけれども、ただいま審議しましたように、水道法に基づく権限の移譲と言うことについて、道州制特区についての提案として国にあげるというかたちで今一歩進めてよろしくごまいますでしょうか。

○井上会長：

ありがとうございます。それではそのとおりにさせていただきます。

若干コメントしておきますけども、確かに、前段で議論いたしましたJAS法に基づく案件、提案、あるいは今の水道法に基づく提案というのは、若干、タマとしては小さいのではないかという意見もないわけではないであろうと言う風に思いますけれども、しかし、今回の場合は、およそ法律が制定して実際に国にあがっていくあと数ヶ月要しますので、まあ、結果として1年後にあげる、それも初回の提案ということになる。で、一番大事なことは、やっぱり、道州制特区提案について、道がしっかりやってるんだ、道って道民ですね、道民がしっかりやってるんだということを国に意識させるということが一つと、あと一つは道民の皆様方が、道州制特区ということは、自分たちの生活に非常に身近に関わっているものだと認識していただくということで、それぞれJAS法に基づくものも、食品表示の偽装と言うようなものに対して、非常にまだ印

象が残っている、で、おまけにここの部分は、北海道の基幹産業である観光だとか食だとかですね、いう部分に非常に深く関わっているの、移送した、しないということでもめてもらっては、道民の立場としては著しく困るわけで、そのところをとにかくすっきりさせたいということと、あとは、水道法に基づくものも、北見で起こっただけじゃないのと言う話もないわけじゃないけれども、しかし、やっぱり、道民の皆様、ライフラインとしては重要なですから、ここのところもきちんと議論の底に据えてですね、提案させて頂きたい。

そこで、長くなりましたけれども、要するに道民の皆様の身近な道州制ということで、さきほど、確か佐藤委員がおっしゃった、あるいは山本委員がおっしゃったようにですね、やっぱり、いろんな提案をしていく中で、道民の皆様方の目にもあわせて触れますので、やっぱり、どれぐらいの人がこの権限移譲によって変わるのかとか、どういうところにメリットがあるのか、そしていろんな部分の失う部分というのは、全くないわけではないのかもしれないけれども、いかにメリットの方が大きいのかということがわかるように、あわせて、私もいっしょにやりますけれども、次の資料の整理をお願いしたいと思います。

そう言うことで、前半の部分はよろしゅうございますでしょうか。JAS法、水道法。ありがとうございます。

では、今7、8分押しているのですが、少なくとも5分休憩を取りましょう。

(休憩)

○井上会長：

再開予定時間となりましたので、予定どおり再開させていただきたいと思います。

先程の議論のときもそうでございますけれど、2回目、前回にやった会議の中でも再三にわたって、私、申し上げたつもりでございますけれど、審議の仕方についてこれからかなり医療対策の部分が出てきますので、審議の方向というもの、これもある委員の先生からメールをいただいているんですが、従来から私が申し上げてきたことと同じことと同じことなんですけれど、確認のために申し上げておきます。

道民の皆様方からいただいている提案、これは、この委員会で議論するものは、法令改正の必要性などを含む変更素案提案になじむものかどうかということ、ですから法律を変えなくても済む、国から権限移譲をしてもらわなくてもすむというものは、少なくとも、とりあえずという言い方がいいのですが、あるいは緊急提案の中には一応、外に置いておくということでご理解いただきたいと思います。

あと、いま直前に出ましたけれども、提案になじむものとして、その変更により何らかの道民生活へのメリットが、長いのですが、そのことによってメリットがあるか、デメリットがあるか、ということで極力デメリットのあるものは持っていけないというような形です。そして、今日の冒頭に申し上げましたけれど、9月25日、次回のこの委員会の場においては、もう最終的に知事に緊急提案するものの原案を固めるということですので、今回、継続審議という形で処理するものも多々あるかと思いますが、これは、ボツにするという話ではなくて、緊急提案の性格になじむかなじまないかという柱を1つ、基準を入れていくということでもあります。で、そういう考え方でご理解をいただけたらと思います。

前回の委員会ではお手元に資料の4がありますが、一番最初の医育大学の定員増、地域枠の導入というところから議論をいたしました。ここのところについては、設置、定員増等々に当たって、国の許認可がいるもの、あるいは公立大学の場合は届出というこ

とで済むというようなことで、届出で済むんだったらそれでいいのではないかという話もあったりしましたがけれど、あるいは札幌医大という道立だけではなくて、2つの国立大学も抱き合わせでやるべきだという議論もありました。それは後ほど議論がまた分かれてくれば整理をさせていただきますが、少なくとも当面のターゲットは札幌医大という様な形で前回は整理をさせていただきました。

その後地方勤務医確保ということで、2の地域での臨床研修義務化だとか、あるいは3の外国人医師の招致などについても議論をいたしました。その中で先生方のほうから、多々ご意見が寄せられて、その場ですぐに回答ができないものもありまして、それでこのところについては、事務局に少し整理をしてもらって、該当する法律等々について精査して、今回報告をいただきたいというような形でお願いました。その当たりのところは、後ろの方の資料5という形で付いているということでもあります。今日は前回に引き続き、それ以降の部分を取りあえずやらせていただきたいと思います。どこからかという、ページの裏側になりますか、地方への派遣システムというところで4、5、6というような形になっています。

全体としていくつか申し上げましたけれども、まず、事務局の方で積み残している部分について、田中参事の方から説明いただいて、今申し上げました、地方への派遣システムというところに入っていきたいと思います。お願いします。

○田中地域主権局参事：

それでは、お手元の資料の3並びに資料5ということで、両方なんです、資料3に沿ってご説明いたします。まず1点目、外国人医師につきまして、道民提案というのは日本の国家資格がなくても、海外の資格でも診療できるようにということに対して、現行法で対応できているという回答は、矛盾しているのではないかと、という問いでございます。これにつきましては、説明の趣旨といたしましては、外国人であっても日本の医師免許を取得することによって医療行為が可能と。あと臨床修練制度につきましては、いずれ外国に戻りますので、日本の医師の増加にはつながらないという趣旨でご説明いたしました。それで、関連しまして、現行法令で対応が可能と書いてありますが、その本意としましては、現行法、いわゆる日本での資格を取得しなければ、外国人は医療活動はできないという現行法での対応が望ましいという趣旨で、現行法で対応可能という表記をしたということでもあります。

併せまして2点目、外国の医師免許で日本の医者とはなれないのかということで、これにつきましては、日本で国家資格、国家試験を受けまして臨床研修が必要ということでもあります。

続いて海外での医師免許取得の手続き、3番でございます。アメリカにつきましては、州ごとに資格審査試験を行います。それで、その地域で通用する医師免許証の発行という形でございます。なお、矢印で書いてございますが、アメリカで外国人が開業する場合、この場合は、やはり米国の医師免許及び移民査証いわゆる永住権の取得が要件となっております。カナダ、ドイツ、フランスは基本的には同じような形でございます、やはりその国の国家試験を受けてその国で診療行為に当たるとというのが他国の例でございます。

次に、助産師の関係で何点かございました。助産師さんが助産所を開設するに当たって、お医者さんのバックアップは法的に必要かと、これは必ずバックアップが必要になってございます。

5番目でございますが、助産師による診療行為はできますかということでございますかと、また、助産は医療行為ではなく、医師の指示なしで行うことができるのか、また、

健康指導等ができるかという問いでございましたけれど、助産師法に基づきまして、助産師、厚生労働大臣の免許を受けて助産又は妊婦などの保健指導を行うことを業とする女子ということとなっております。又、助産師については、臨時応急の手当てや、へその緒を切るとか、助産師の業務に当然附属する行為を除きましては、主治の医師の指示があった場合以外は、診療機会を使ったり、いわゆる診療行為はできないという形に法令上なっております。それで、「したがって」以降でございますが、医療行為でない助産とか保健指導はできますが、臨時応急の場合を除いて診療行為はできないということになってございます。

6番目、札幌医科大学でございます。札幌医大の定員の何%かについて、例えば過疎地の勤務を義務付ける場合、法令の変更を要するかと、これにつきましては、学則の定員内、いわゆる地域枠とかそういうものが、学則の定員内である限りにおいては、法令の要件はないということでございます。

めくっていただきまして7番目でございます。札幌医大の地方勤務義務づけにつきまして例えば東北とかもうちょっと広域的な連携をやるときに、法令の変更が必要かと。これはあくまでも医療政策的な問題であるということで、法令による拘束はないということでございます。

続きまして8番、医師派遣の円滑化について、「派遣元の医師数が減算されないように措置すべき」という提案の趣旨につきまして、今いる病院から他の病院に派遣したときに診療報酬の算定ははどるのかという趣旨でございます。これにつきましては、診療報酬が仮にそのお医者さんが派遣でいなくなったとしても、現に提供されている医療サービスに着目しておりまして、医療法で定められている標準医師数の対価といたしまして支払われるものでありまして、例えば、100%の医者がいたときに70%下回らない限りにおいては、診療報酬のカットはございません。なお、実現手法で今回の資料では医師法の改正が必要と書いておりましたが、これは提案の趣旨が100%のうち70%しか医者がいないという現状の中で、他の病院派遣すると、そうしたときに今、減算になるものですから、そこを減算しなくても出せるようにしてくれと、要は、今70%以下ということをお前提といたしまして、他の病院は困っているから、うちも苦しいんだけど出したいと、そういうときには診療報酬を減算するなど。因みに参考で書いてございますが、医師標準数の算定基準ということで、一般病床の入院患者、それと外来患者数などを置いて、 $A + B + C$ が何人か、52を下回っていたら、医師は最低3人は置くという形で機械的に決まっております。従って、こういう機械的に計算したものに基いて診療報酬が算定されるという形になってございます。以上で説明を終わります。

○井上会長

ありがとうございました、只今、事務局からの説明に関して、ご意見あるいはご質問がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

○五十嵐副会長：

海外での医師免許の取得なんですけれども、海外での事例を見ておきますと、アメリカは州ごとの資格審査、試験を行う、フランスもカナダも州ごとの資格審査、試験ということで、道州制という意味合いでは北海道の資格審査、試験ということもあっていいのではないかなんかというところは考えます。ただ、今回の緊急提案になじむかという意味では、当面今ここで議論する必要はないと思っておりますので、今回はまだ詰め切れていないと思っておりますので結構なんですけれども、だからいらないだろう、無理だろうということにはな

らないのではないかと理解しています。

また、併せて海外の医師の研修施設を厚生労働大臣が認可か許可をすることになっていると思うんですけど、それについても道州でやるというようなことは考えられるのではないかなということでございます。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。佐藤先生。

○佐藤委員：

アメリカ、カナダ、ドイツは連邦制ですので、確かに州ごとなんですけど、逆に言うと他の州はできないんですよね、診療行為が。それがいいのかどうか、なかなか難しいと思いますよ。

○井上会長：

この点は多々議論があるんだろうと思います。少なくともという括弧付きで言わせてもらいますけれども、今回の緊急提案ということで、これがあったので、実は今日の議論の枠組みってということについて説明をさせていただいたのですが、五十嵐委員の方からも今回の緊急提案についてはということをおっしゃっておられますので、今日ここでの、あるいは9月中の議論では、とりあえず、ひとつ外に置いてという形で整理させていただきたいと思います。そのほかに言いましたのは、道民にとってプラスなのかマイナスなのか、全てがメリットなのかあるいはデメリットなのか、というところも併せて必要だと思いますし、外国で医師免許をといても今度は、ここに掲げられている国々だけではなくて、世界中全ての国には医者がいるわけですから、どこの国の医師免許だったら認める、どこの国の医師免許だったら認めないというようなところも併せて出てくるかもしれませんので、私が仕切るわけにもいきませんので。今回の場合は、一応、ご了解いただいて、これ以上の議論はこの件に関してはということで、ご理解いただきたいと思います。

その他の点について、よろしゅうございますでしょうか。

○井上会長：

では、道民提案の実現手法に関する整理一覧表、資料の4ということになりますけど、こここのところからひととおり検討した上で、提案すべきもの、緊急提案として提案すべきものを絞り込む検討を進めていきたいと思います。

地方への派遣システム、4、5、6というところであります。どなたからでも結構ですのでご意見をお願いいたします。

○佐藤委員：

例えば4であればデメリットがあってもダメだということではなくて、ざっと4から見ていってできそうなやつを挙げると、そう意味ですか。そういう意味ですね。

では、6番の民間派遣を可能とするという提案があるんですが、これは何らかの法改正が必要だということなんでしょうか。若干の説明をお願いします。

○井上会長：

6番の道職員医師の派遣ということについて、後ろの方に資料も付いておりますので、併せて説明をお願いしましょう。

○田中地域主権局参事：

資料の5をご覧ください。資料の5、関係法令ということで、1ページの「労働者派遣に係る関連法令」の「労働者派遣の事業の適正な確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」ということで、「何人も次の各号のいずれにかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない」という法の規定がございます。それで、一番下のところに「政令に定める業務」とあり、めくっていただきまして、資料5の2ページ目、法律施行令で、第2条の1号の中で、「医師法第17条に規定する医業」につきましましては、この労働者派遣法による派遣は原則できないというものがございます。ただし、第2号に「前項のへき地」、へき地とは離島とかございますが、そういう場合については、一部認めているような法制度になってございます。これが「NO. 5」。

「NO. 6」につきましましては、地方公務員の派遣に関する法令ということで、これは、「公益法人等への一般職地方公務員の派遣等に関する法律」で公務員の職員派遣につきましましては、第2条で「任命権者は次に掲げる団体」ずうっといきまして、「職員を派遣することができる」とあり、第3号「特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの」、「政令で定めるもの」とは、下から2行目、医療法人とあります。従いまして、公務員を医療法人に派遣することはできるようになっております。ただし、現行の法体系でいきますと法人格を持っているところに職員を派遣することができる。公益団体とか法人格のあるところに派遣することを今の制度は前提としております。ところが例えば、へき地の個人病院、無償診療所などはこの法律では想定されていないといった論点かなと思います。以上です。

○井上会長：

ありがとうございます。
どうぞ。佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

そうだとしますと、例えば恐らくある地域でですね、町医者のような方がいらっしゃって、だんだんお年をとってきてもう続けられないとか、あるいは診療所を個人でやってたんだけどもできなくなるというケースは多分よくあると思うんですね。そういうところにそのお医者さんがいなくなると、すぼ一んと無医村といいますかね、そういう状況になるということが考えられますので、そういうところには現状の法令上は道職員を派遣するといったようなことはできないと、こういうことでございますね。

そういうのがいろいろ条件を考えなきゃいけないと思うんですけども、そういうケースの場合にはですね、このデメリットに書いてある民間医療機関への派遣による公平性の担保というのは、ちょっとこう言い過ぎかなという感じがしますが、いかがでしょうね。

○田中地域主権局参事：

デメリットの点でございます。実は今、これ新聞報道の域を出ません。その中で「医師派遣自治体仲介で」ということで、民間－民間の医師派遣につきましまして、自治体が間にかめば、民－民はできるようになってくるという議論が1つあります。

一方で今問題になっている公務員について、田舎の例えば今ある小さな診療所だけ、なくなっちゃったら無医村になっちゃうと。どうするかという点につきましましては、直接のお答えになっていませんが、実は地方病院派遣に向けて、道がお医者さんの募集を始

めました。全国から5名。これが今月3日から始めました。それで今、全国から5名集めるのがですね、どれぐらいでできるかというのがですね、まず医者来ない、それで来た医者をどこに渡すか、これ当然本当に個人で困っているところまでみたいんですけど、まず中核病院の医者もない、ということは5人集めるにも全国に声をかける、仮に来てもらった、どこに出すか、やっぱり集約化とかの中で中核病院ということで、相当その医師の確保と、どこに出すかというのは、医療法人とかの法人格のところでしたら手一杯ではないかというような印象を持っております。

○川城地域主権局長：

今、佐藤先生おっしゃった公平性のほうは正にそういうことでございまして、医療を確保するという公益性が片方があればですね、バランスという問題で、公平性だけをあげつらって議論するものではないというのは、おっしゃる通りだと思います。

○井筒地域主権局次長：

内容については今の通りだと思うんですが、この資料のメリット、デメリットのところはですね、とりあえず道民からの提案を受けて、仮に実現する時にどんなのがあるのかというのをですね、担当部局と私どもで簡単に整理した「たたき台」でございまして、これで何か方向性を出そうとかですね、そういう意図はございませんので、これが正しいかどうかも含めてですね、こういうふうにデメリット書いてあるけども、こういう手段で回避できるよとかですね、これは確かにあるけども、無視できるほど小さいのではないとか、そういうのを含めて、審議の単なる材料ということで受け止めていただければと思います。

○佐藤委員：

あまり声が出ないようなので、しつこいようですけども、今のご説明はですね、わかります。大変医師確保が難しい。それで、5名集めたら現実問題としては中核病院でさえ足りないんだから、そこが優先順位としては高いだろうと、高くならざるを得ないというところも確かにわかるんです。

ただですね、他のものを見てもなかなかこれというのがなさそうなんですよね。印象ではですね。それで、現実問題として、そういうことが可能かどうかという問題は確かにありますから、実現できないものを要求してどうかというのは確かにあります。あるんですけども、どうしてもこの地域医療ということでご提案のあった中で、法令なりの改正でできそうになるものというのが、これぐらいなのかなという。といいますのは前回私、5番について言いましたけれども、今日のご説明ありましたように、7割まではOKということであればですね、さすがにそれを下回ってというのはですね、医療水準の問題とかですね、それぞれの実際の病院の問題があって、これはちょっと難しいかなというふうにも思いますので、そうするとやっぱり6番、でもできるかどうか難しいということですね。わかりました。

○井上会長：

前回私のほうで、前回も1番ですが、今日ですね、医育大学の定員増そして地域枠の導入というお話をさせていただいて、その部分、少なくとも国立というのはとりあえず置いておいても、少なくとも道が直接関与できる、道が直接関与できるのにじゃあ国に何を持って行くかという話にはなるんですけども、ただ事前協議ということが求められていて、最近いろんな形でもやはりそのところは事前協議というのはどうも外せない

い様子である。これはいろんな、それは無視すればいいんだというようなところの議論もあったやに思いますけれども、そこを無理してですね、札幌医大のところだけは定員増うんぬんということは上げさせていただきたいということで、無理なまとめ方をして、ご承認賜ったと思うんですが、そここのところの一番大きな欠陥というのは、6年後か、今から言えば7年後か8年後にならないと、要するに地域医療対策の対策というものについての実効力がないということは、やっぱりあるんだと思うんですね。ただ、今、佐藤先生あたりが言われたように、たとえばそれ以外のところに、今これから審議していくわけで、結論を先取りしてという私の感覚を先に出すのはあれなんですけども、他に緊急に、意見の一致をみて緊急にというものは、必ずしも多くはないだろうというふうにするとですね、緊急対策として、要するにこの委員会で道州制特区提案というもので、絞り込んでいける部分があるとすると、若干無理はあるかも知れないけれども、佐藤先生あるいは事務局がちょっと言ったと思うんだけれども、5の部分と6の部分ですね、5の部分というのは先ほどあった資料の5だったかな、5のところ、No. 5労働者の派遣に関わる関連法令がありますね。これは1ページそして2ページにわたっています。それで、ここの部分は、これは国の緊急医師確保対策の中で議論が行われているのではないかというふうに思いますけれども、これは要するに民から民の医師の派遣ですから、要するに派遣法に引っかかる部分ですから、ここのところが1つ、民から民。そしてあと6のところ、医療法人でしたかね、医療法人格を持っているところには現行でもできるけれども、民のところには今のところでは派遣するのが難しいというふうになっている。ただ、そここのところも埋めていかないと、じゃあ地域医療はどうなるのかということがあるけれども、片方でどれぐらいの需要、ニーズがあるのかということもはっきりわからないので、ここで佐藤先生の意見を採択して、これから議論を前向きに進めていくというところになると、道のほうでもう一回、今の観点からニーズ等々も含めてですね、ちょっと調査していただいてという形であげる方法はあるんだろうと思うんですね。

7年後、8年後、要するに10年計画のものを、ここで緊急提案というのもの、間違っではないんだけれども、若干面はゆいところもある。ですから、できれば少なくとも一本、少なくとも一本は緊急対策という形であげれば良いという。

何かご意見ありますか。

○川城地域主権局長：

今、5番と6番について、委員の先生方から更に掘り下げてみよというようなご指摘だったと思います。我々もまだ少しリサーチ不足もございますし、国の動向とか、可能性の問題もございますので、ここもう少し私ども調べさせていただいて、是非掘り下げてというご指示をいただきましたので、もう少し調べさせていただきまして、改めてご報告したいと思います。

○井上会長：

今、佐藤先生から提案のあった部分については、そういう形で処理させていただくということで、ご容赦いただきたいと思います。

その他、4、5、6いきまして、7も一緒にやればよかったんですが、これも地域勤務誘導という形になります。これ以外のところにも何点か出てくる問題、これはかなり無理があるのではないかと、少なくとも緊急提案には、ちょっとするにはもう少し我々として詰めた議論をしていかなきゃいけない部分はあるんだろうと思うんです。それで、そここのところで、後に出てくる部分で、私も何回も目を通してきてますのであれなんで

すが、全国プールで行う、要するに診療報酬の件ですよね、診療報酬でここに書いてあるように、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金によって賄われている。この全国プールということを中心にして、事務局のほうで今、説明できますか。

○田中地域主権局参事：

現行の診療報酬制度についてでございます。診療報酬制度につきましては、健康保険の財政運営、全国プールということで、基本的には財源が個人の保険料、あと国庫負担等がベースになって構成されていると。それで、18年度予算におけます、例えば老人医療費の財源構成などを見ますと、老人給付の中で公費負担が例えば56%ぐらいは全て国から出ておると。そうした中で、そういう全国からの税金を使った国からの補助金、あといわゆる保険料収入といたしまして、保健に加入している人が払っている保険料、そういったもので全国一律の診療報酬が決められておる関係から、北海道が、北海道だけこういうことを診療報酬プラスでやりたいといった場合には、全国の額が決まっていますので、他の県の分が減ってしまうということは、そういうことが果たしてこのどこにいても医療が受けられるという医療の分野で可能かどうか、という問題意識かと思いません。以上でございます。

○五十嵐副会長：

全国プールということ言えば、保険者によってそれぞれ保健の種類が違う、我々保険料を払ってるところが保険者になっているわけですから、政府管掌であるか、健康保険であるか、国民健康保険であるか、いわゆるその市町村が保険者であるか、大企業であると民間企業が保険者を作って、保健を運営するという形になっていますが、その中でも特に高齢者、国保についてあるいは老人については拠出金というのが決められています。保険者ごとに全国プールされていますし、国保には公費負担もあります。そういうものを全部トータルして、診療報酬というのが決まっているという意味で全国プールと一言で言っていますが、保険者によって違いがあるとは思いますが。ただ、診療報酬という意味では一本ですので、その診療報酬というものを北海道だけ上げるというのはですね、特区の提案としてはどうかなというふうには思います。

それで、診療報酬で加算をするのではなくて、やっぱり減算を止めるという方法のほうがむしろいいんだろうと、あるいは医師の働く基準を変えるほうがいいんだろうと思っています。これちょっと道民提案にないので悩むところなんですけど、要するに地域にいる医師、診療所に勤務している、病院に勤務している、あるいは老人保健施設に勤務している医師の仕事の垣根を払う。この間の勉強会でふと思ったんですけども、地方に医師は確かに少ないんですが、いないことはないんですね。それで、老人保健施設にある医師というのは、そこに入所している100床に対して常勤換算1人と決められているわけですが、条件としては入所されている高齢者の心身の状況を把握している医師が、常勤換算1人になっているわけですね。ですから、50人増えると0.5人必要だという話になるんですけども、そういう老人保健施設専任なので、他の診療はできないことになるんですけども、むしろ今病院が大変で、病院の標準医師数をどうこうといった時に、実は医師はいる、診療所で仕事するか、病院で仕事するか、老健で仕事するかという枠は取り外せないだろうかという感じがしたんですね。要するに緊急という意味ではですね、いる人材を使うというのが、まずは緊急対策という考え方はできないだろうか。目的はあくまでもやはり地方勤務の誘導とか診療報酬の特別措置という意味では、減算をなくする、あるいは前回の勉強会でも出てきた、在宅療養支援診療所という、こ

これは診療所の話なんです、へき地に限っては、病院の医師と共同ですることによってそれを確保できないかとか、あるいは病院がそれを取得できないかとかですね、何か今ある制度、報酬は変えないんだけど、そこにいる医師が違う仕事でその報酬をうまく取って、仕事ができないだろうか。そうすると医師の勤務条件が悪くなるじゃないかという話があると思うんですけど、それは例えば先ほど言った在宅療養診療報酬が1万点という話でしたね、10万円ということになるので、何とかその辺プラスマイナスで考えられないか。緊急提案に間に合うかどうかはわかりませんが、議論がちょっと深まらないかも知れないんですけど、少なくとも老健施設の医師というのがそこを外していただいて、診療所で例えばその肩代わり、先生が往診する時の肩代わりができないかなとかですね、思った次第です。現状の資源を使うという方法はどうかと思います。

○井上会長：

ちょっと取り扱いに困るんですが、我々も一人一人が道民ですから、そして提案は締め切られているわけではないので、先生が今言われたことをきちんと提案していただいて、あと1回ありますので、きちんとまとまっていれば、次回取り上げることも、場合によってはできるかも知れません。あるいはまた、それ以降の継続審議の中で、今の提案をお出しいただければありがたいと思います。

○井筒地域主権局次長：

会長のご発言の趣旨のとおりだと思うんですが、せっかくの副会長からのご提案でございますので、事務局のほうとしてもご協力させていただいて、ちょっと研究に間に合うかどうかについては留保させていただきますが、できるだけやらさせていただきます。

○井上会長：

今のところいかがでしょうか。

今のところというのは、7のところを議論していて、その後の文脈のところ、全国プールで行われておりというのが出てき、そしてデメリットのところ、例えばそういうようなシステムの中では、一部の診療報酬の引き上げが出てきたり、北海道だけ医療費が増加し、保険料を高くせざるを得なくなるとかいうようなところが出てきておりましたので、またこれと同じような表現が後ろのほうにも出てきますので、確認の意味で全国プールということの説明を事務局にお願いしたということでもあります。

この点がもともと前回のところにも議論が出てきたような気もしますが、いわゆる医師あるいは医療、医師の地域偏在あるいは科目の偏在ですね、診療科の偏在。都市と地方というところの偏在の問題だとか、あるいは小児科、産婦人科、放射線科あたりのところに極めて医師が少ないというような問題を、お金といいますかね、金銭的な部分でインセンティブを与えるという意味において、この診療報酬というものの体系をいじることによって、1つの方向、不足している部分に誘導できないかというような形から、この診療報酬の議論というのは出てきたように思います。

そういう意味ではですね、地域偏在あるいは診療科の偏在というところに、こういう診療報酬体系の見直し等々が、国に対して要求して、北海道だけでそれができるかどうかというのは、また1つの問題がありますが、偏在の問題を解決できる手がかりになるのかどうか、またこれもですね、併せて緊急提案という形にならなくても、継続審議ということでほかの部分と一緒にですね、議論として残しておく余地はあるんだろうと思います。

それで、緊急提案というところでは、これは一応継続審議という形で、残しておく

いう形でもよろしゅうございますでしょうか。

では、3 ページになりますか、3 ページここはですね、看護職員の確保ということで、8、9、10出てきてます。ここのところで、何かご意見等あれば賜りたいと思っております。

○佐藤委員：

前回質問しておけばよかったんですけども、9番の③の理容師、美容師というのが入ってるんですけどね、これ、地域医療ということとどのような関係があるんでしょうか。あると言えばある、ないと言えない。

○田中地域主権局参事：

すみません、隣接職種で提案があったということでございます。たまたま16年度国に要望しました時の話にもどるんですが、結局国家資格か都道府県知事資格か、それに合わせて養成施設は国家資格は国でと、道の資格は道でということと考えております。

○佐藤委員：

じゃあ、確認ですけれども、例えばここの9番の①、②、保健師それから臨床検査技師といったようなものをこういうふうにするのであれば、理容師、美容師も当然同様にあげないとおかしいと、そういうふうに読んでいいんでしょうか。

○田中地域主権局参事：

緊急性という要素もございますので、全部が一蓮托生でついてくるかどうかはちょっと別の議論かなと思っておりますが、いずれにしても国家資格、都道府県知事資格という点については同じかと思えます。

○井筒地域主権局次長：

法的構成が同じというだけで、医師確保につながるかどうかという点につきましては、佐藤委員ご指摘のとおり、遠い近い、距離があるものとないものとございますので、理容師、美容師が医師確保に役に立つかどうかについてはややご懸念のような点があるかと思えます。

○井上会長：

そのほか、いかがでございましょうか。

この理容師、美容師というのは一度出したことがあるんですよ。

○田中地域主権局参事：

はい。出しまして、理容師、美容師、調理師と出しまして、理容師、美容師は国家資格、調理師は都道府県知事資格なので、調理師だけその指定養成機関は北海道知事に来たのが、今回の8項目に入っております。

○井上会長：

わかりました。

そのほか、いかがでございましょうか。

基本的に緊急提案として取り上げるものということになりますが。

どうぞ。

○五十嵐副会長：

取り上げるという意味ではないんですけれども、ここに書かれてあるように、設置基準に明文化された規定がないという意味での手続き、これはこれでいいんですけれども、実際のところ看護師学校については、地方では定員割れをしているというようなところもあって、緊急という意味ではどうなのかなというのが、看護師の学校ですね。指定権限の移譲を受ける、それで企業参入も含めて地方での設置が容易になるということで、提案事項書かれていますよね。提案してもよいのですが、緊急と言えるかどうか。それから10番の外国人については、一応ここにも書かれている通りで、あくまでも日本の看護師免許が必要な要件ということ、これは実際に動いている話ではありますので、ちょっと特区の提案としては今出しても国で動いていますのでむしろ遅かったかなという気がします。ちょっと積極的に今回緊急提案にというのは、ちょっと見あたらないのかなという感じがします。

○井上会長：

ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様方がいかがでしょうか。

提案から外すということではよろしゅうございますか、今回は。

福士委員どうぞ。

○福士委員：

何と言うんでしょうか、道民の方の提案なので、どうしてだめなのかというのをはっきり理由をまとめたほうがいいのではないかなというふうな気がします。そういう意味ではですね、この8、9についてはメリットですよ。要するに改正してメリットが出てくるかという、現状です。そこに問題があるのではないかとといったような形です。私はそういう形で取り上げなくていいのではないかなというふうな気がします。

ですから何と言うんでしょうか、事務局からでも何と言うんでしょうか、整理して結論を出したほうがいいのではないかなというふうな気がします。

○川城地域主権局長：

今、福士先生からお話がありましたが、私どもも道民の提案に対してきちんとした、こういう理由でこうこうですという、返信をしたいと思いますので、その折にもですね、先生方のご意見などが今いただければ、我々の整理にも反映するということになるかと思えます。

○佐藤委員：

今の補足、補足というのも変ですけど、関連してですけども、今検討しているのは9月までに出す緊急提案ということですので、緊急に提案してそれなりに、そんなに時間をおかないで効果がありそうなものというふうに考えますと、この養成うんぬんというのはですね、十分検討には値するとは思いますが、養成の問題ですのでこの1番目の医師の養成と同じく、やはり一定程度の時間が必要だということが考えられますから、今は緊急提案の審議だということにしますと、そういうことも考えられるかなと。もう少しやっぱり追求してみないとというか、考えてみないと、いいとか悪いとか言いにくい部分がありますね。

○川城地域主権局長：

会長すみません。今、佐藤先生まさにおっしゃったとおり、緊急としてはどうかというのは恐らく委員会の中での判断をいただきたいと思いますし、何と云うんでしょうか、緊急でないゆっくり考える系で、またこれからいろいろ判断をしていくというのは、この9月以降ですね、またご判断をいただくということになろうかと思えます。

○井上会長：

ありがとうございました。

今、何人かの委員の方々からご意見賜りましたけれども、例えばですね、今出てきた中で言えば、8番というのは、これは看護学校の定員増というようなどころに関しては、デメリットという表現が正しいかどうかあれだけれども、ここに記載してありますように、既に定員割れの学校もあり、定員の増加が直ちに養成数の増加にならない可能性があるというところ。更にそこは中ポツで、奨学金の拡充というのは、これは提案者がどういう趣旨なのかわからないけれども、今日のこの場の議論を進める時に言いましたように、国に法令等の改正を求める必要があるものということで、私たちが議論しているわけで、奨学金の拡充というのは道予算の問題で、国にうんぬんを言うていく問題ではないかですね、そういう形で論点を整理していただければというふうに思えます。9番あたりのところも、いくつかここに実施した場合に考えられるメリット・デメリット等々が書いてあります。それで、先ほど議論が出てきましたように、これが緊急対策としてどのような、緊急対策というそれ以前に、今我々が議論をしている医療対策としてどのような位置づけが可能かということ、一部は考えられる部分がありますが、理容師、美容師というようなどころが出てくると、提案の内容が少し不鮮明になってるという形です。あと、10番は先ほども委員から出てきましたけれども、フィリピンとの間の経済協定の中で、ここの部分は現実に実行に移されているという中で、じゃあ道が今回この権限をいただきたいということの趣旨が伝わってこないというような部分がある。それで、先ほど委員の方が言われた中ではですね、少し国としてもそうだけれども、我々としても今回の今行われているフィリピンというのは言っていると思うんですが、フィリピンの看護師あるいは介護士の問題が、これはいろんな形で議論も評価も今、行われつつありますが、それがどのような推移をたどるのかということを見てから動くということも、今の状況ではやむなしかなというような形。そういうようなことも含めてですね、論点を整理して、あれは全て提案については個票を作るんですね。

(川城地域主権局長～はい。)

そうですね。だからそういう中で折り込んでいただければというふうに思えます。

ではこの3ページ、小分類ということで、看護職員確保というところはとりあえず今日の時点では1つの区切りをつけて、次に移りたいと思いますが、その裏のページは特区提案によらなくても対応可能なものというふうになってますので、さっきの奨学金と同じようにここでは取り扱わないということ。

それで、5ページにあと2件だけ残っておりますが、特区提案として検討すべきもの。12標準医師数の算定方法緩和ということでもあります。それで、ここのところそしてその下に、また今度は看護職員、13ということでもあります。ここにも先ほど言いましたように、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、というようなどころがあります。ここのところをいかがするかということで、ご審議いただければと思います。

○佐藤委員：

すみません、細かいことなんですけど、事実関係等の整理の中で病床の種別により医師配置数うんぬんと、医師数は医療法に定められているというふうにこの表ではなってるんですけども、確か先ほどの資料3の最後のところにあるのを見ますと、病床数というよりは入院患者数、前年度の入院患者数によって決められているようにも見えるんですが、どうなんでしょうか。

○田中地域主権局参事：

法令を書きました資料の5がございしますが、法令上の規定で申しますと、資料の5の一番最後のページ、3ページでございします。その中に医療法21条と。病院は厚生労働省令の定めるところにより次に掲げる人員及び施設を有しなければならないと。それは、当該病院の有する病床の種別に応じ厚生省令で定めると。それでその下に医療法施行規則がございします。それで、病院に置くべき医師の員数の標準は次のとおり、1号医師。それでここに精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者数を3をもって除したと。あとその次が、それ以外の病室の入院患者数の数、だから何も割りも足しもしない。もう1つが外来患者数を2.5で除すと。それで52までは3とする、というのがすみません先ほどの資料の3のやつを表示したものでございします。法律の根拠はここにございします。

(佐藤委員～同じもの。)

同じものでございします。

○川城地域主権局長：

要するに耳鼻咽喉科とか眼科とか、科目によってお医者さんの必要数が違うということをお願いしたいということです。

○佐藤委員：

いや今あの、確かにね、わかりました。わかったんですけど、ちょっと書き方がね、病床の種別って何か、病床とはベッド数のことかなというふうに誤解をしてしまいました、私がね。多分私の誤解です、はい。

○井上会長：

そのほか、いかがでしょうか。
福士委員どうぞ。

○福士委員：

これは地域の実態に応じた算定があり得るんだと、いわゆる今の全国一律の基準だとですね、北海道に合わないというように言えれば、と思うんですけども、それが本当にそうなのかどうかということですよ。ただ、緊急的にですね、まさにそれと確かに医療水準というのはかなり下がっていると。ただ、現状で北海道としては、合理的かどうかというのをもう1つ別に緊急的にそういう措置が必要なんだということを言えるのかどうかということ。であればですね、そういうことも求められるということが言えるのではないかと。ただ、それを下げてですね、確かに病院の経営は良くなるでしょう。ただ地域住民の福祉のほうは非常に下がるといったですね、長期的に。そういうよ

うな印象であるとあまり良くない。

○五十嵐副会長：

実際に内容が、医師配置基準特例措置を90%から80%に緩和をしてほしいというものでしたよね。これに該当する病院というのはどれくらいあるか調べてますでしょうか。

○田中地域主権局参事：

現行、標準数100として、その70%を切ったので、 $70\% \times 0.9$ 、 $7 \times 9 = 63\%$ で満額の診療報酬をもらっている病院は、現在道内に11病院ございます。それで、要望はその9掛けしたやつを8掛けにしたいと。ということは、7割掛ける8掛けですから、 $7 \times 8 = 56$ ということは、本来100人置くべきところ、56人しか医師がないけど、同じ診療報酬が欲しいんだよと。ところが診療報酬は70%を切りますと、減算規定があります。先ほどの派遣の時に申しましたけれども、いわゆる標準100に対して、そこを下回っている場合には、例えば保健所とかが指導に入ったらちゃんと増やさないということはやってはおるんですけども、抜本的に7割を切っちゃてると、そうしたら $7 \times 9 = 63$ で、100%もらってること。それを北海道はつらいから、 $7 \times 8 = 56$ になってもやっぱり100が欲しい、というのが先ほどの全国プール制との関係で見たときにどのようなことになるか。事実関係としては11病院でございます。

○佐藤委員：

わかりました。それで、先ほどの福士先生のお話だと、例えば資料3の最後のところについて、割り算の、何と言うんでしょう、右側ですよね割る数、3とか2.5ですね。例えば北海道の場合は4にしようかなとかですね、外来患者については2.5なんだけど、4かなとか。そういう話なんですかこれ。

○川城地域主権局長：

そのとおりだと思います。

そういうことが本当に地域の実態として合理性があるのかどうかと、ここに尽きるのかなと思います。今、出てきたこの提案については、地域で病院経営に本当に困っていて、こういうことができないかという思いで、提案をされているというふうに私は承知しておりますけれども、先生おっしゃったように、本当にそれが合理性があるのか、医療水準が下がらないのか、それで本当にサービスがいいのかという、その定量的なですね、合理性が我々として判断できるかどうか、今のところまだ私どもとしてそういうデータを積み上げるに至ってないという状態でございます。

○佐藤委員：

ただ私全然、北海道内の病院の実情をわからないで言いますけど、A、B、Cを足して52を下回ると医師数3、当然病床がありますから入院患者もいて、それで医師が3人を切って2人というようになると、何かすごく大変そうですよね。3というのはこれは削られないんじゃないかなと思うんですけどね。感想です。申し訳ないですけど。

○五十嵐副会長：

定員の中には、なぜならばというのがあって、入院患者のほとんどが高齢期の慢性期

の疾患であるので、それほどの医師の必要がないのではないかということが書かれていたと思うんですね。満床なのかどうかもちょっとわからないんですけど、地方の病院でこれ満床でという、病床数ですから入院患者が何人いるかに関わらずということですよ。

(川城地域主権局長～満床を前提としているかどうかはちょっとわかりませんが)

満床は前提としてないですよ。満床かどうかにかかわらず、病床数によるのでしたっけ。

(川城地域主権局長～患者さんお1人あたりの負荷がきついのでということだと思います。)

入院患者数が少なくて、かつ高齢者の慢性期の入院の患者さんがほとんどであるので、医師がそれほど必要がないというような、提案に聞こえるんですよ。

(川城地域主権局長～そのように理解しております。)

言いにくいんですけども、病院としてどういう機能を果たしているのかなど。要するに外来機能を持っていて、もちろん入院機能もあってということで、外来数も確かありましたよね、

(川城地域主権局長～もカウントしてます。)

外来数がこれですから、外来患者も少なくなっているということもあるんでしょうかね。

○川城地域主権局長：

提案のところに私実は、聞き取りに行ったことがございまして、患者さんの、今五十嵐副会長おっしゃったように、急性期の患者さんが比較的少なくてというのはありました。また、外来の患者さんについても、これはどういう定量的な比較をされたかはわかりませんが、すごく難しい患者さんが比較的少ないという、比較論の話をされてまして、入院患者さんと外来患者さんを、何と言うんでしょうか、言葉は悪いんですけども、すごい手間暇かからない患者さんが比較的多いというようなお話をされていたということでございます。

○佐藤委員：

ただあれですよ、要は前年度の1日の平均患者数というのが基準になるわけですから、例えば100床ベッドがありますよと言っても、実は半分しか埋まってませんという場合には、それを基準にしてこれが計算されていくわけですよ。ですから、それで先ほど申し上げたのは、どうも3人というのは最低必要かなという、そういうことです。

○井上会長：

そのほかいかがでございましょうか。

若干話が広がっている部分もあると思いますが、ここの12番なり、13番というの

は、先生方、この表をご覧いただければわかると思いますが、個票番号というのがずっと一番右側に書いてあります。それで、件数としては非常に多い提案という形になっています。こここのところの一番、話の趣旨というのは、察するにですよ、全ての個票をバツと見て、メリットという、12番のところのメリットというところに書いてありますけれども、医療機関の経営負担が軽減できるというところ、恐らくですね、私の意見を言っているのかどうかわかりませんが、こここのところに主たる背景があるというふうに思っています。これも恐らくですね、誰がというのはわかりませんが、地方の、基礎自治体で、そして公立病院を抱え、そしてそれを維持するために、その地域に、市町村にとってみれば、かなり負担の大きい財政的な支援をしているところ、だからその部分の解決策ということをして1つの主眼として出てきている意見なのではないかというふうに察するんですね。

ですから、例えば佐藤先生なんかも含めてですね、何人かの方が言われているように、これはじゃあ、満額くれよという話はあるにしても、今度は、先ほど事務局で説明ありましたように、要するに医者が100人必要なところ、50人で、半分でやってくれよということになると、ここでは非常に医師ま、た同じような形で看護師その他医療関係者に、要するに多大な負担をますますかけることになり、地域に医者が偏在している、地域に医者がいないということの意味は、1人で朝から晩まで24時間労働しても、回っていかないから、もうきつくてという部分も多々あるということになると、医療過疎をますます加速化させるということで、本来の趣旨の地域医療対策には必ずしも結びつかない。ただ、そうは言ってもですね、そういうような回答を面と向かってやっているのかどうかかわからないけれども、では先ほど、この議論をする時に、道民の個々人にとって、これを変えることがプラスになるのか、マイナスになるのか、変わらないのかというと、結局、非常に医師のケアというのが随分時間をさかれるということでは、患者あるいは入院患者、これ非常に不安であるということもあるので、こここの部分はかなり精査していかなければいけない。看護師の問題も、結局診療とそして療養と、入院している患者が少ないから、今は1人1人別々につけなければいけないのを、少なければ、別々じゃなくて1人でいいじゃないかというふうになると、これも入院患者にとってみれば、たまったもんじゃないというようなこと。だいたいそういうような、今言ってる理解で事務局、よろしいですか。

(川城地域主権局長～はい。)

ですから、こここの部分は、やはり片方で公立病院の経営というところの自治体の負担を全く無視するわけにも多分いかないだろうと思うので、一応継続的な審議を改めてするというので、今回の緊急提案という形では、まだ多くの別なサイドの道民の意見も収集してということになるので、今回緊急提案ということの議論の外に置かせていただくということで、いかがでしょうか。

また、仕切るような形になってしまいましたけども、だいたい先生方の意見というのはそういうようなところにあっただと思いますので、そういうふうにさせていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

ではそうするとですね、もう一応まとめで、今、これまで資料の3とか資料の5は使いましたけれども、それは参考的な資料という意味であって、前回そして今回議論したのは道民提案の実現手法に関する整理一覧表ということで、それに基づいて議論をしてきました。前回も若干無理なこじつけも、先生方にはこれで理解してくださいというふうに言った部分も無きにしもあらずだったと思いますけれども、今回、緊急提案という

形ではですね、前回の1、医育大学の定員増・地域枠の導入というようなところ、そして今日、そのいただきましたですね、5番と6番だったかな、地域への医療システムで医師の偏在ですね、この医師派遣というようなところで、セットでですね、出したらどうかということで、まとめられればというふうに思っています。

それで1のところには、多々意見があったのは承知しておりますので、そういったところも慎重に扱いながらまとめていく。ただし、1は何回も今日申し上げましたけれども、10年先の話だと、効果があるのは。ということで、長期的に構造的にどうするかということの一端を1で扱い、そして5と6の部分は、極めて緊急性、短期間に影響が現れるであろうという期待をもって、そのところを扱うというような形になるのかなというふうに思います。それにしてもですね、5や6のところは法律面の整理や派遣の可能性、そして実際に本当にどれぐらい需要があるんですかというようなところは、次回までにまた資料等々を整理していただいて、そのあたりのところから議論していければというふうに思います。

そういう形でまとめたいと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

若干引っかかる部分があるだろうと思うけれども。

(佐藤委員～次回そういう部分も含めてということですね。)

はい、はい。ではですね、今日前段のほうでありましたJAS法、水道法がらみの部分、そして今もやりました地域医療というところで、前回そして今日ですね、議論を踏まえた上で、もう知事に答申をするというようなところの形を一応作っていただいて、それはもちろんファイナルなものではないので、ただ、全く逆転してもらってこれが落ちると困るんだけど、そのところを踏まえてですね、より国に向かって提案できる、道民の皆さん方の力を背景にしてという形であげたいと思います。

これは手続き上、知事に答申をしてその後はパブリックコメントか何かを経て、道議会を経て、市町村の意見を聞いて、それで国に行くわけで、我々も若干、今日一番最初のところは皆さん方どこまで覚悟されているか私はわからないけれども、かなり我々の活動を縛るんじゃないかなというふうに思います。それでもやっぱりチャレンジですから、とにかくやっていきたいというふうに思います。そのためにはやっぱり地方分権という、道民の一人一人がその役割を担っていかなきゃいけない。そういう意味でも、道州制の議論を前向きに進めていくためには、1つのきっかけになればいいなというふうに思います。

ではそういう形でやっていくということで、よろしゅうございますか。今日は。

(各委員特に発言なし)

では、(2)次回(第4回)委員会についてということで、事務局のほうから説明いただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

次回の委員会につきましては、事前にメールでご連絡しておりますが、9月25日、3連休の後の火曜日ということになります。それでまた恐縮でございます。午後6時。場所は赤れんが1号、今のここが2号ですから、場所がちょっと変わりますが、時間帯は同じでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上会長：

長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。想定していたちょうど3時間で、9時に終わりました。台風が来ないうちに早く帰ってください。どうもありがとうございました。